

**令和元年度
福島県国土強靱化地域計画
進捗状況報告書**



令和3年3月
福島県

1 計画の概要

「福島県国土強靱化地域計画」（以下「本計画」）は、東日本大震災から得た教訓を踏まえ、本県における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「福島県総合計画ふくしま新生プラン」や「福島県復興計画」、「福島県地域防災計画」をはじめとする様々な分野の計画等との調和を図りつつ、「強くしなやかな県土づくり」という観点において各種計画等の指針となるべきものとして策定したものである。

なお、本計画が対象とする期間は、平成 30（2018）年度を初年度とし、「福島県総合計画ふくしま新生プラン」の目標年度である平成 32 年度（2020）年度までの3年間とした。

また、本計画では4つの「基本目標」を設定し、この基本目標を達成するために「事前に備えるべき目標」として8項目設定した。

<基本目標>

- I いかなる大規模自然災害が発生しようとも人命の保護が最大限図られること
- II 県及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- III 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- IV 迅速な復旧復興が図られること

<事前に備えるべき目標>

- ① 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
- ② 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる
（それがなされない場合の必要な対応を含む）
- ③ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
- ④ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
- ⑤ 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
- ⑥ 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- ⑦ 制御不能な二次災害を発生させない
- ⑧ 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

2 調査の目的

本計画に基づく強靱化施策の実効性を確保するため、数値指標を用いて強靱化施策の進捗管理を可能な限り定量的に行い、本県を取り巻く社会経済情勢の変化や本県における各種計画等との調和を勘案しつつ、PDCAサイクルによる見直しを適宜行うこととしている。

そのため、8つの「事前に備えるべき目標」を妨げる事態として、本県の地域特性を踏まえ設定した、31の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行施策の進捗状況調査を行った。

<起きてはならない最悪の事態>

- 1-1 地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生
- 1-2 大規模津波等による多数の死傷者の発生
- 1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
- 1-4 大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態
- 1-5 暴風雪及び豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う死傷者の発生
- 1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
- 2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
- 2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生
- 2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
- 2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
- 2-5 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能の麻痺
- 2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
- 3-1 被災による警察機能の大幅な低下に伴う治安の悪化等
- 3-2 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
- 3-3 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
- 4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
- 4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
- 5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下、経済活動の停滞
- 5-2 食料等の安定供給の停滞
- 6-1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の停止

- 6-2 上下水道等の長期間にわたる機能停止
- 6-3 陸・海・空の基幹交通及び地域交通ネットワークが分断する事態
- 6-4 異常湧水等による用水の供給途絶
- 7-1 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
- 7-2 有害物質の大規模拡散・流出
- 7-3 原子力発電所等からの放射性物質の放出及びそれに伴う被ばく
- 7-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
- 7-5 風評等による地域経済等への甚大な影響
- 8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
- 8-2 復旧・復興を担う人材の不足等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
- 8-3 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

3 分野別の進捗状況調査結果

進捗状況調査の結果概要（令和2年3月末現在）については、6ページ以降に示したとおりである。

4 進捗状況調査結果等を踏まえた今後の方向性

令和元年度においても、建築物の耐震化・長寿命化、津波・高潮対策、道路防災対策、治水対策、海岸保全対策及び砂防対策などのハード対策や、様々な訓練の実施、防災ガイドブック「そなえるふくしまノート」を活用した防災教育の実施などを始めとしたソフト対策の両面から防災力の向上に取り組んだことで、県有建築物の耐震化率や県立学校施設の耐震化率、土砂災害警戒区域指定率、水管橋の耐震化率などの指標は、既に目標を達成するなど、概ね計画どおりに進捗している。

令和元年10月12日に発生した令和元年東日本台風と10月25日に発生した大雨は、河川の氾濫や土砂災害によって本県に甚大な被害をもたらすとともに、河川から溢れた水が自宅に流入して逃げ遅れた方や自力に逃げることができなかった方、屋外を車で移動中に被災された方など、32名の方が災害を直接の要因として亡くなった。

今後は、これまでの取組に加え、河川堤防かさ上げや補強、改良復旧事業などの防災・減災対策を福島県緊急水対策プロジェクトとして集中的に推進するとともに、県民に災害の恐ろしさや避難の必要性などを伝えるための情報発信や、VRを用いた

災害の疑似体験などにより、県民の防災意識の向上を図るなど、外部有識者の意見を踏まえ、市町村や関係機関、民間事業者等と連携・協力しながら、強くしなやかな県土づくりの推進に取り組んでいく。

なお、避難指示区域内については、避難指示区域等の見直し時期等との調整を図るとともに、住民の帰還状況に合わせた個別支援を進めていきたい。

5 地域特性

本県は、阿武隈高地と奥羽山脈が県内をそれぞれ南北に走り、浜通り、中通り、及び会津地方の3つに区分されている。

浜通り地方は、阿武隈高地と太平洋に面した地域で、阿武隈高地を除けば、冬は降雪が少なく、県内でも温暖な地域である。

2011年3月に発生した東日本大震災及び原子力災害は県全体に影響が及んでいるが、特に浜通りでは地震に加え、津波被害が大きく、海岸保全施設や海岸防災林等が損壊し、さらに、原子力災害に係る避難指示等による地域コミュニティの崩壊などの課題が山積し、復旧・復興が急がれる。

このような状況の中、沿岸部では海岸保全施設や防災緑地・海岸防災林の整備のほか、ふくしま復興再生道路の整備、災害用ロボット等の開発・研究を行うロボットテストフィールドの一部開所やふたば医療センター附属病院の開院などハード面の施設整備が着実に進んでおり、また、避難地域12市町村における消防団再編支援など地域防災の体制づくりが図られるよう支援を行っている。一方、福島第一原子力発電所事故への対応では、事業者が行う廃炉に向けた取組を監視しているほか、新たな原子力災害が発生した場合に備え、広域避難体制やモニタリング体制の充実・強化を図るとともに、放射線等に関する正確な情報発信を行っている。

中通り地方は、一級河川である阿武隈川が北流し、川沿いの平地を中心として、東を阿武隈高地、西を奥羽山脈に挟まれ、大小の盆地が位置する地域である。

阿武隈川は、これまで台風などの影響により支流を含め河川が氾濫し、大きな被害をもたらし、このほか、東日本大震災では多くの農業用ため池で決壊等による甚大な被害が発生した。

「本県には、吾妻山、安達太良山、磐梯山、燧ヶ岳、沼沢の5活火山があるほか、那須岳にも隣接している。そのうち、吾妻山、安達太良山、磐梯山及び那須岳については、突発的に噴火が発生するおそれのある火山であるため、気象庁及び仙台管区気象台の火山監視・情報センターが火山活動の観測・監視を24時間体制で行う常時観測火山となっており、噴火警戒レベルが運用されている。吾妻山では、火山活動の活発化により、噴火警戒レベルが「1」から「2」に引き上げられる事態が

繰り返し発生しており（2014年12月～2016年10月、2018年9月～2019年4月、2019年5月～同年6月）、噴火警戒レベル「1」の状態である現在も、大穴火口周辺にある登山道の一部が通行規制されている。」

会津地方は、奥羽山脈と越後山脈の間に位置し、寒暖の差が大きく、降雪量の多い地域であり、山間部を中心に豪雪地帯となっている。また、平成23年7月新潟・福島豪雨では、各地で堤防の決壊や河川の氾濫による住家の浸水・農地の冠水、河川の異常出水による落橋に加え、会津地方と新潟県を結ぶJR只見線の橋梁等に被害を受け、依然、一部区間が不通となっている。

道路の防雪施設の整備として、急勾配の峠部や中心市街地の歩道等において、路面凍結によるスリップ事故等を防止するため、消融雪施設や凍結抑制舗装、日陰対策などを実施し、冬期交通における安全性の向上を図っているほか、除雪体制強化のための行動計画を定めた「アクション・プラン」の策定や除雪事業計画の見直しを実施し、適宜道路除雪や凍結抑制剤の散布等に取り組んでいる。

また、JR只見線については、令和4年中の全線運転再開を目指し、復旧工事が進められている。

以上、本県は広い県土を有し、浜通り・中通り・会津地方で異なる課題も抱えていることから、それぞれの地域特性を踏まえ、県、市町村、地域住民が一体となって「強くしなやかな県土づくり」に取り組んでいく必要がある。

<起きてはならない最悪の事態>

1-1 地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生

<推進方針>

- ①住宅・建築物の耐震化等
- ②県有施設（庁舎等）の耐震化等
- ③教育施設の耐震化等
- ④病院施設・社会福祉施設の耐震化等
- ⑤都市公園施設の減災対策等
- ⑥空港施設の整備等
- ⑦港湾施設の整備等
- ⑧漁港施設の整備等
- ⑨橋梁施設の耐震対策等
- ⑩無電柱化の推進
- ⑪交通安全施設の維持管理
- ⑫空き家対策の推進
- ⑬消防広域応援体制の強化
- ⑭消防団の充実・強化
- ⑮避難地域等における消防体制の再構築

<数値指標>

	策定時	現状値 (R2.3末時点)	目標値 (R2年度)	達成度
住宅の耐震化率	81.6% (H25年度)	87.1% (H30年度)	95.0%	↗
特定建築物の耐震化率	80.9% (H28年度)	85.3%	95.0%	↗
県有建築物の耐震化率	97.5% (H28年度)	99.1%	98.0%	達成
県立学校施設の耐震化率	99.4% (H29年度)	100%	100%	達成
緊急輸送路において耐震対策を実施した橋梁数	253 橋 (H28年度)	254 橋	255 橋	→
長寿命化のための対策工事を実施した橋梁数	472 橋 (H28年度)	692 橋	760 橋	↗

無電柱化された道路の延長	103.5km (H28 年度)	110.4km	120.0km	↗
消防団員条例数に対する充足の割合	92.5% (H28 年度)	88.4%	95.4%	↘

<現状と課題、今後の方向性>

- ① 「福島県耐震改修促進計画」で住宅及び特定建築物の耐震化率を定め、耐震化を推進しており、市町村が行う木造住宅耐震診断・耐震改修補助事業に対し補助を行っている。また、法により耐震診断が義務づけられた不特定多数者が利用する大規模建築物、災害時の避難所等となる防災拠点建築物及び避難路沿道建築物の耐震化を促進するため、事業者が行う耐震診断・改修へ補助金を交付する市町村に対し、補助金を交付している。今後は、耐震化に向けた補助事業等の PR や耐震化の啓発を行いながら、耐震診断・改修を促進していく。
- ② 県有建築物のうち、大規模地震等の災害時に応急対策活動の拠点となる施設や不特定多数の者が使用する一定規模以上の建築物について、福島県県有建築物の耐震改修計画に基づき耐震化を図っている。現在、西庁舎は、免震化改修2期工事を実施しており、令和2年11月末に耐震化が完了し、新耐震基準を満たす性能となっている。引き続き、長寿命化工事など安全性の確保に必要な改修工事を進めていく。
- ③ 県立学校施設の耐震化については、避難指示区域等にある学校を除いて全て完了した。今後は、老朽化した学校施設の改修を計画的に進めていく。
- ④ 病院施設において、耐震改修状況調査を実施した結果、一部耐震化診断を実施していない病院があった。引き続き、病院の耐震改修の更なる促進について周知し、必要に応じて、病院に対して、耐震診断や耐震改修の補助金の案内を行う。
社会福祉施設については、各施設の耐震化状況を把握していない。今後は、各施設の現状把握に努めていく。
- ⑤ 都市公園施設については、福島県公園施設長寿命化計画に基づき、老朽化している運動施設等の計画的な更新等に取り組んでいるが、想定よりも施設の老朽化が進行しているため、改めて点検を行い、長寿命化計画の更新に取り組んでいく。
- ⑥ 空港施設については、計画どおり、空港地下道の耐震化において、航空機運航に影響する区域（滑走路・誘導路）の対策が完了した。引き続き、計画的に維持管理・更新を実施し、空港機能の保持に努めていく。
- ⑦ 港湾施設については、県内の各港湾施設の長寿命化計画の策定を進め対策を実施している。引き続き、定期点検を実施し、適切な時期に予防保全対策を行うことで、維持管理に係るトータルコストの縮減を図っていく。

- ⑧ 漁港施設については、県内の各漁港施設の機能診断を実施し、耐震耐津波対策を進めている。引き続き、各漁港の優先順位を見定め計画的に耐震耐津波対策整備を実施していく。
- ⑨ 橋梁施設については、計画どおり、避難対策や物流輸送に必要な防災拠点、市町村役場等を結ぶ道路である緊急輸送路において、橋梁の耐震対策に取り組んでいる。また、5年に一度の定期点検を実施し早期措置段階（判定区分Ⅲ）の箇所について修繕を行うことにより、橋梁の長寿命化に取り組んでいる。引き続き、緊急輸送路以外の主要ネットワーク路線における耐震対策を進め、災害に強い県土づくりを推進していく。なお、建設から50年を経て経年劣化が進み、修繕工事にあたり詳細な調査・設計を要する橋梁が多く、事業進捗に時間を要していることから、点検・設計・工事サイクルの効率化を図り、事業の進捗を図っていく。
- ⑩ 第7期無電柱化推進計画に基づき整備を行っているが、電線管理者等との合意調整や占用物件の移転に期間を要している。今後は、電線管理者等との密な連絡調整により、事業進捗を図っていく。
- ⑪ 交通安全施設の保守点検（委託）により不具合を早期に把握し、早急な対応が必要な設備を優先的に更新するとともに、交通環境の変化等により必要性が低下した信号機の廃止・撤去を行っているが、更新基準を超過した信号制御機が多数存在する。今後は、更新基準を超過した信号制御機の更新を計画的に実施するとともに保守点検により不具合を早期に把握し早急な対応が必要な設備を優先的に更新する。また、交通環境の変化等により、必要性が低下した信号機の廃止・撤去を推進し、適正なストック数の管理に努める。
- ⑫ 空き家対策については、空き家等対策連絡調整会議の開催や空き家活用に係る補助事業により、実施主体である市町村を支援している。引き続き、市町村支援を推進していく。
- ⑬ 避難指示区域内における大規模火災の発生に際し、県内消防本部、緊急消防援助隊等が迅速的確に対応することを目的とした「避難指示区域内における大規模火災対応訓練」を実施した。また、県内消防本部の消防力の強化を図るため、「福島ロボットテストフィールド」を活用した消防訓練を実施した。大規模災害時における消防関係機関の指揮・連携能力の向上を図るためには、平時からの教育訓練が重要となる。引き続き、避難指示区域内での事故や火災など様々な災害を想定した訓練を継続して実施し、新たな課題が発生すれば計画等に反映していく。
- ⑭ 消防団員等にサービス等の提供を行う「ふくしま消防団サポート企業」の登録及び広報を行った。また、高校生を中心とする若者の消防団への理解を深め、将来の消防団を担う人材を確保するため、消防出前講座を実施した。

消防団員は全国的に減少傾向にあり、地域の実情に応じた消防団員の確保に向

けた取組を行う必要がある。また、災害が多様化・大規模化する中で、地域防災力の中核的存在として消防団の果たす役割はますます大きくなっており、訓練等の実施を通じて災害対応能力の向上を図る必要がある。

今後も、市町村に対し、女性、OB 団員等の活用や消防団協力事業所表示制度などの新たな制度の導入促進を図っていくとともに、消防団員等にサービス等の提供を行う「ふくしま消防団サポート企業」の登録及び広報を引き続き実施し、消防団員の負担軽減や地域全体で消防団を応援していく取組を実施していく。

さらに、ドローンの操作講習会等の実施により、消防団員の災害対応能力の向上を図っていく

- ⑮ 2 町村において消防団再編等プロジェクトチームを開催し、個別課題の解決に向けた検討を行った。また、企業内自衛消防組織における消防活動用資機材の整備に係る補助を行った。さらに、避難指示区域内における緊急時の早期対応のため、双葉消防本部が実施する警戒パトロール経費に係る補助を行った。

避難地域の 1 2 市町村毎に住民の帰還状況や個別事情が異なるため、市町村の実情に応じた消防体制の再構築を行う必要がある。

今後も引き続き、県が主導的立場に立って、避難地域の消防力の確保が図られるまで、支援を継続していく。

<起きてはならない最悪の事態>

1-2 大規模津波等による多数の死傷者の発生

<推進方針>

- ①海岸保全施設の整備等
- ②防災緑地・海岸防災林の整備
- ③港湾施設の整備等（再掲）
- ④漁港施設の整備等（再掲）
- ⑤防潮水門及び陸閘の自動化・遠隔操作化
- ⑥河川管理施設の整備等
- ⑦津波被災地域における住居の防災集団移転の促進
- ⑧津波避難体制の整備・津波ハザードマップの作成支援

<数値指標>

	策定時	現状値 (R2.3 末時点)	目標値 (R2 年度)	達成度
海岸保全施設の整備率 【水管理国土保 全局】(東日本大震災の災害復旧工事の復旧率)	58.5% (H28 年度)	95.0%	100%	↗

海岸保全施設の整備率 【港湾局】 (東日本大震災の災害復旧工事の復旧率)	98.1% (H28 年度)	100%	100%	達成
海岸保全施設の整備率 【水産庁】 (東日本大震災の災害復旧工事の復旧率)	52.3% (H28 年度)	91.0%	100%	↗
海岸保全施設の整備率【農林水産部】 (保全区域延長に対する整備済み延長)	41.1% (H28 年度)	69.8%	84.0%	↗
防災緑地の完成箇所数	1 箇所 (H28 年度)	9 箇所	10 箇所	↗
海岸防災林整備延長	5,190m (H28 年度)	13,500m	16,800m	↗
河川堤防整備率	61.8% (H28 年度)	62.5%	62.8%	↗

＜現状と課題、今後の方向性＞

①【農林】令和元年までに復旧完了を目指していた 16 地区全地区が完了し、東日本大震災からの復旧工事が完了した。帰還困難区域に位置する 3 地区については、現在、工事着手の見通しがたっていないが、今後、受益農地における町の復旧方針に依りて、事業の必要性も含め工事着手等のスケジュール調整を行っていく。なお、災害復旧と併せ行っている海岸保全施設整備事業については、実施中 3 地区の内 1 地区が令和元年で完了し、残る 1 地区についても、令和 2 年度に完了する見通し。

【土木】津波、高潮、波浪等への防災・減災対策として、計画どおり東日本大震災で被災した堤防や護岸等の海岸保全施設の整備や、無堤区間の解消を進めている。今後は、帰還困難区域内の整備を進めていく。

②【防災緑地】令和 2 年度の 1 箇所の供用開始により、計画どおり全 10 箇所の防災緑地が供用開始される。

【海岸防災林】防災林造成事業（林野庁国庫補助事業）により、8 地区で事業を進めているが、他所管事業との調整等で、令和 2 年度の完成は困難な状況となっている。今後は、完成期日の延長について関係機関と協議を行いながら整備を進めていく。

⑤ 中之作港において計画どおり 3 箇所の陸間を整備した。

⑥ 台風や集中豪雨などの治水対策として、計画どおり河川改修等に取り組んでいる。今後は、令和元年東日本台風等を踏まえ、頻発化・激甚化する水災害への対応として、引き続き整備を推進していく。

⑦ 移転先について計画どおり全 47 地区で造成工事が完了した。

- ⑧ 県による津波浸水想定を平成 30 年度末に公表した。また、沿岸市町における避難計画の策定や津波ハザードマップの作成に関する支援に取り組んでいる。引き続き、市町のハザードマップ・避難計画作成の支援を行っていく。

＜起きてはならない最悪の事態＞

1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

＜推進方針＞

- ①河川管理施設の整備等（再掲）
- ②ダム管理設備の機能確保
- ③湛水防除施設の整備等
- ④洪水対策体制の整備・洪水ハザードマップの作成支援
- ⑤水害・土砂災害からの「逃げ遅れゼロ」実現のための連携体制の構築

＜現状と課題、今後の方向性＞

- ② 放流ゲート設備やダム管理用制御処理設備等の経年劣化が進んでいることから計画的な維持管理・更新に取り組んでいる。
- ③ 農地等の湛水被害を未然に防止する排水機場を整備しており、令和元年度末に湛水防除事業 1 地区が完了する見込みだったが、令和元年東日本台風等の影響により、工事が令和元年度内に完成しなかった。今後、年内の事業完了に向け、引き続き適正な工程管理に努めていく。
- ④ 県による洪水浸水想定の実施しており、作成が完了したのから順次公表をしている。また、水害リスク情報の提供により、市町村における避難勧告等の発令基準策定や洪水ハザードマップの作成に関する支援に取り組んでいる。引き続き、市町村と連携しながら減災対策の充実に取り組んでいく。
- ⑤ 関係部局や市町村との連携を強化し、施設管理者に対し、あらゆる機会を活用して、必要性を説明している。引き続き、地域が連携した減災体制の充実・強化に向けた取組を推進し、防災意識の向上を図っていく。

＜起きてはならない最悪の事態＞

1-4 大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態

＜推進方針＞

- ①ソフト・ハードが一体となった総合的な土砂災害防止対策の整備
- ②地すべり防止施設の整備等
- ③治山施設の整備等

- ④砂防関係施設の維持管理
- ⑤火山噴火に対する警戒避難体制の整備
- ⑥水害・土砂災害からの「逃げ遅れゼロ」実現のための連携体制の構築（再掲）

<数値指標>

	策定時	現状値 (R2.3 末時点)	目標値 (R2 年度)	達成度
土砂災害から保全される住宅戸数	14,610 戸 (H28 年度)	15,004 戸	14,950 戸	達成
土砂災害警戒区域指定率	36.5% (H28 年度)	70.4%	50.0%	達成
山地災害危険地区における着手率	51.8% (H28 年度)	52.1%	53.0%	↗

<現状と課題、今後の方向性>

- ① 近年土砂災害が発生した箇所の重点的な整備を推進するとともに、計画どおり要配慮者利用施設を保全する 87 箇所の全箇所に着手した。また、計画どおり土砂災害防止法に基づく基礎調査の実施及び調査結果の公表を全箇所完了するとともに、土砂災害警戒区域等の指定推進を図った。今後は、平成 30 年 7 月豪雨や令和元年東日本台風等を踏まえ、引き続き、土砂災害が発生した箇所の重点的な整備を図るとともに、既設堰堤の補強や流木止めの設置を推進する必要がある。また、高精度な測量データを活用することにより、新たな土砂災害危険箇所の把握に努める必要がある。さらに、地域住民が危険性を認識できるよう標識を設置するとともに、住民説明会や出前講座等により土砂災害の危険性について周知する必要がある。
- ② 地すべりによる農地、農業用施設及び民家や公共施設等への被害を除去し、国土の保全と民生の安定に資するため、地すべり防止施設整備を実施している。また、老朽化した既存施設の機能回復を図るため、適切な維持管理を実施している。引き続き、地すべりから県民の生命・財産を保全するため、地すべり防止施設の整備を推進するとともに、個別施設計画を策定し、適正な維持管理とあわせ施設の長寿命化に取り組んでいく。
- ③ 山地災害等による被害の防止及び保安林の機能を維持強化するため、渓流や山腹斜面を安定させるための治山ダム工、土留工等の施設の整備や植栽、森林の造成等を行い、荒廃地、荒廃危険地等の復旧整備を実施している（12 箇所を新規指定、11 箇所を新規着手）。今後は、令和元年東日本台風等の災害箇所の対応によ

り、進捗が遅れていることから、目標達成のため、計画的な事業進捗を図っていく。

- ④ 砂防関係施設長寿命化計画に基づき、計画的な維持管理に取り組んでいる。今後は、現行計画を「ライフサイクルコストを考慮した長寿命化計画」に変更し、効率的な維持管理の推進を図る。
- ⑤ 安達太良山火山防災協議会構成機関による合同訓練を実施した他、火山単位の避難計画の改定及び噴火警戒レベルの改定を行った。また、登山者・観光客向け火山防災啓発活動や避難促進施設の避難確保計画策定を支援した。今後は、火口周辺における緊急退避場所や危険を知らせる情報伝達手段の充実等、他火山の事例等を研究しつつワーキンググループ等で検討していく。また、活動火山対策特別措置法に規定する項目について、市町村地域防災計画へ反映されるよう支援していく。

＜起きてはならない最悪の事態＞

1-5 暴風雪及び豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う死傷者の発生

＜推進方針＞

- ①豪雪対策関係機関との雪害防止対策に係る情報共有及び連携体制の強化
- ②雪崩対策の推進
- ③道路の防雪施設の整備
- ④道路の除雪体制等の確保
- ⑤雪害及び雪下ろし事故防止等の注意喚起

＜数値指標＞

	策定時	現状値 (R2.3 末時点)	目標値 (R2 年度)	達成度
雪を溶かすことのできる道路の延長	142.1km (H28 年度)	142.4km	143.0km	↗
雪崩や地吹雪のおそれのある危険箇所の解消数	98 箇所 (H28 年度)	102 箇所	103 箇所	↗

＜現状と課題、今後の方向性＞

- ① 「安心して快適に暮らすことができる、雪と共生する魅力ある地域づくり」を基本目標に掲げる福島県豪雪地帯対策基本計画の推進を図るため、計画の進捗状況を把握している。また、豪雪地域の豪雪時における生活圏及び道路交通等の確保並びにその他の応急的地域対策に関し、連絡協調を図るため、降雪前に関係機

関が揃い雪対策に関する課題共有や情報交換を行っている。今後は、除排雪作業中に高齢者が雪害に遭うケースが増えていることから、市町村・消防機関と連携し、事故予防チラシを配布するなど注意喚起に努める。

- ② 雪崩防災について関係自治体やスキー場、要配慮者利用施設等へポスター配布や啓発活動を行うとともに、雪崩防止施設の点検を実施している。引き続き、効果的な雪崩防災の普及・啓発に取り組んでいく。
- ③ 冬期交通における安全性の向上を図るため、消融雪施設や凍結抑制舗装の整備等を推進している。また、雪崩や地吹雪などの危険箇所について、雪崩防止柵などの防護施設の整備等を推進している。さらに、人家が連続し排雪スペースが無く除雪作業が困難な区間、急勾配を有する峠部や中心市街地の歩道等、融雪施設未対応箇所、雪崩や地吹雪が原因で通行不能になっている箇所があることから、引き続き、整備箇所の優先順位を検討し、整備を推進する。
- ④ 冬期間の安全安心な通行を確保するため、毎年除雪事業計画書を作成し、効率的・効果的に除雪作業を実施している。将来にわたり、効率的で効果的な除雪を実現できる体制を確保するため、引き続き、老朽化した除雪機械の更新や職員や除雪業者の人材育成や人材確保等を推進する。
- ⑤ 雪害に備え、福島県豪雪地域対策連絡協議会・市町村雪対策担当課長意見交換会を開催している。引き続き、除雪作業中の事故防止のため、市町村・消防機関と連携し、事故予防チラシを配布するなど注意喚起に努める。

<起きてはならない最悪の事態>

1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

<推進方針>

- ①住民等への情報伝達体制の強化
- ②避難行動要支援者対策の推進
- ③福祉避難所の充実・確保
- ④訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化
- ⑤道路情報提供装置等の整備
- ⑥在留外国人に対する多言語による情報提供
- ⑦自助・共助の取組促進
- ⑧自主防災組織等の強化
- ⑨東日本大震災・原子力災害を踏まえた防災教育の推進
- ⑩学校における災害対応行動マニュアルの作成支援
- ⑪震災教訓の伝承・風化防止

<数値指標>

	策定時	現状値 (R2.3 末時点)	目標値 (R2 年度)	達成度
避難行動要支援者避難支援個別計画の策定市町村数	21 市町村 (H29.6 月)	38 市町村	59 市町村	→
福祉避難所指定市町村数	55 市町村 (H28 年度)	57 市町村	59 市町村	↗
県総合防災訓練の実施回数	1 回 (H28 年度)	0 回 (令和元年東日本台風等により中止)	1 回	—
ライブカメラ設置台数	66 箇所 (H28 年度)	112 箇所	74 箇所	達成
危機管理センターの見学者数 (累計)	1,163 人 (H28 年度)	6,107 人	10,000 人	↗
自主防災組織の活動カバー率	80.0% (H28 年度)	76.5%	93.7%	↘
公立学校における災害対応 (火災・地震) 行動マニュアルの策定率	火災 99.7% 地震 99.6% (H29 年度)	火災 100% 地震 99.9%	100%	↘
防災教育に係る授業 (避難訓練を除く) を実施した学校の割合 (公立小・中学校)	100% (H28 年度)	100%	100%継続	→

<現状と課題、今後の方向性>

- ① L アラート全国合同訓練に県及び市町村、情報伝達者が参加し、避難情報等発信の手順確認、システム操作の習熟を図った。また、L アラートに係る研修会を実施し、情報発信の重要性を再認識した。引き続き、迅速かつ正確な情報発信ができるようシステム操作訓練等を実施し、様々な情報伝達手段による情報発信を行うことを検討する。また、県の防災専門ツイッターを開設し、防災情報の発信力強化を図っていく。
- ② 概ね2/3の市町村で避難行動要支援者の個別計画が策定されたが、未だ21の市町村で計画の策定が進んでいない状況にある。引き続き、防災部局と保健福祉部局の連携を図りながら、市町村の訪問や説明会を通じて避難行動要支援者名簿の作成方法や事前の関係者への情報提供の推進、個別計画の策定を進めていく。
- ③ 現在福祉避難所の未指定市町村は、住民の帰還状況や今後の調整状況/社会福祉施設等の再開等に応じて指定予定であり、流動的な状況にある。有事において効果的な避難行動がとれるよう実効性を確保する必要があることから、引き続き、

県災害対策課と連携した情報集約の仕組みの検討や市町村の福祉避難所開設・運営訓練に取り組む市町村への支援及び参考となる取組についての周知等に取り組んでいく。

- ④ 令和元年度福島県総合防災訓練について、開催市であるいわき市や消防等関係団体と調整し、令和元年 10 月 26 日開催予定であったが、直前に令和元年東日本台風等による被害が発生したため中止となった。また、安達太良山火山防災協議会構成機関による合同訓練を図上、実働訓練方式で各 1 回実施した。二次災害を防止しながらの規制措置や捜索・救助活動の在り方や、登山口が複数の市町村に存在する火山での役割分担など、訓練を通じて課題を認識した。今後は、令和元年東日本台風等における災害対応の検証を踏まえつつ、総合防災訓練の内容を検討し、消防、警察、自衛隊等の防災関係機関とのさらなる連携強化を図っていく。また、火山防災対策ワーキンググループ等を活用し、実効性の高い避難計画への改定検討や関係機関による対応研修を進めるとともに、安達太良山以外の吾妻山、磐梯山でも火山災害を想定した防災訓練を実施し、火山防災体制の強化に取り組んでいく。
- ⑤ インターネットを通じリアルタイムで道路状況の画像配信提供しており、目標箇所の整備が完了した。引き続き、道路状況の情報を提供し、道路交通の安全性向上を図っていく。
- ⑥ (公財)福島県国際交流協会における多言語による生活相談窓口を拡充し、国が想定する 11 言語に対応するタブレット端末による外部通訳サービスを導入するとともに、やさしい日本語を含む多言語による生活情報の提供を行うためのスマートフォン向けウェブサイトについて、災害時に必要な情報を先行して整備した。引き続き、県国際交流協会と連携を図りながら、外国人住民が地域で安心して暮らすことができるよう、多言語による生活相談や情報発信を進めて行く。
- ⑦ 訓練やイベント、出前講座など各事業を通じて、県民に対して自助・共助の意識啓発を図っている。今後は、警戒レベルや避難情報の周知やあらかじめ平時から避難行動を考えていただくマイ避難の啓発、避難行動要支援者に対する地域のサポート充実など、自助・共助の促進に取り組んでいく。

<主な取組>

県下一斉安全確保行動訓練シェイクアウトふくしま 参加者 199,548人

防災出前講座 18回実施 1,358名参加

自主防災活動促進事業(講師派遣による防災活動の支援) 14団体 690人参加

地区防災マップ等の作成支援 ワークショップ23回開催

- ⑧ 自主防災組織による日常の防災活動に役立つメニューの提案と講師の派遣を行うことにより、自主防災組織の活動の活性化に取り組んでいる。(R元年度:14団

体690名参加)また、地域コミュニティ強化事業(地区防災マップ、地区防災計画作成の支援)により住民ワークショップを計23回実施した。自主防災組織の活動が地区によって温度差があり、地域住民の共助の意識が希薄な地区もあることから、引き続き、地域コミュニティ強化事業等により自主防災組織の活動促進を図っていく。

- ⑨ 防災教育については、県内小中学校の各教科等において、防災教育の学習を行っている。今後は、放射線教育・防災教育地区別研究協議会を県内7地区で開催し、地域に合った防災教育に向けた改善を図ることができるよう周知したり、教員の防災意識を高めたりする。また、実践協力校において作成する地域の実態に即した防災教育カリキュラムを広めていく。
- ⑩ 高等学校1校を除いた全ての公立学校において災害対応行動マニュアルが策定されている。未策定となっている高等学校には、今年度中の作成を指示し、作成マニュアルを提供した。
- ⑪ 情報発信拠点(東日本大震災・原子力災害伝承館)の整備を進めるとともに、県民意識の醸成を図るためのパネル展やフォーラムの開催、語り部の育成等を実施した。今後は、本年秋の開館に向け、展示物製作、震災資料の収蔵、館内スタッフ研修等に取り組む。

<起きてはならない最悪の事態>

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

<推進方針>

- ① 応急給水体制の整備
- ② 上水道施設の防災・減災対策
- ③ 物資供給体制の充実・強化
- ④ 非常用物資の備蓄
- ⑤ 大規模災害時等における広域応援体制の充実・強化
- ⑥ 緊急輸送道路の防災・減災対策
- ⑦ 迂回路となり得る農道・林道の整備
- ⑧ 「道の駅」防災拠点化の推進
- ⑨ 自助・共助の取組促進(再掲)

<数値指標>

	策定時	現状値 (R2.3 末時点)	目標値 (R2 年度)	達成度
水道基幹管路の耐震適合率	49.1% (H28 年度)	55.3%	62.0%	↘

点検において法面等に変上が見られる落石等危険箇所の解消数	1,070 箇所 (H28 年度)	1,103 箇所	1,376 箇所	↗
農道整備率	39.3% (H28 年度)	39.3%	41.6%	→

<現状と課題、今後の方向性>

- ① 避難者用備蓄物資の整備に継続して取り組んでおり、飲料水 27,678L を備蓄しているほか、災害時における飲料等救援物資の提供を内容とする災害時応援協定を飲料メーカーと新たに締結した。また、令和元年東日本台風等に伴う断水への応急対応では、自衛隊への災害派遣要請等により、被災地の給水支援に当たった。今後は、令和元年東日本台風等における課題を踏まえ、県有物資保管場所の改善のため、民間倉庫における適切な物資保管を実施していく。
- ② 災害時においても給水機能を確保するため、基幹管路や配水池、浄水場など水道施設の耐震化や老朽化対策を進めたが、いずれも進捗途上にある。今後更新期を迎える施設については、将来の水需要等を考慮した施設の耐震化や老朽化対策を促進する必要がある。今後は、水道事業者による水道施設の耐震化や更新などの老朽化対策を促進するとともに、計画的な事業実施や国庫補助制度の活用に向けた指導・助言を行う。また、国への要望や提言など、働きかけを継続的に推進する。
- ③ 令和元年東日本台風等への応急対応では、災害時応援協定団体の協力により物資搬送拠点を開設し、市町村（避難所）等へ物資の供給を行った。今後は、民間倉庫を活用して物資集約拠点を事前に選定しておくとともに、災害時応援協定団体との情報連絡訓練等により、発生時の物資供給体制の強化を図っていく。
- ④ 賞味(使用)期限が到来する一部物資について更新を行った。令和元年東日本台風等への対応では、備蓄米、飲料水及び毛布等を市町村等(避難所)へ供給した。今後は、令和元年東日本台風等における課題を踏まえ、県有物資保管場所の改善のため、民間倉庫を活用して適切に物資保管を行う。
- ⑤ 相互応援協定を締結する北海道・東北8道県において連携会議を開催し、災害時の応援受援の在り方等について協議するとともに、令和元年東日本台風等への応急対応では、協定に基づき新潟県による職員派遣や被災者生活再建支援に係る研修会等の支援を受けた。引き続き、相互応援協定を締結する隣県等との連携・情報共有を図りつつ、令和元年東日本台風等の検証を踏まえ、県受援本部の在り方や応援職員派遣の仕組みを検討し、受援・応援計画へ反映させていく。
- ⑥ 毎年実施の法面点検等で、法面や岩盤斜面に変状が見られる落石等危険箇所のうち、重要度の高い路線（緊急輸送路）について重点的に対策を進めている。今

後は、事業の工程管理を徹底し、進捗を図っていく。

- ⑦【農道】令和2年度の7地区完了に向け、早期着工と適正な工程管理をするなど、引き続き事業進捗を図っていく。

【林道】林道は、森林の多面的機能の高度発揮に向けた森林整備や山村地域の定住環境を支える重要な基盤として整備している。

R元年度実施事業

- 林業専用道整備事業（水ノ木羽山線 外30路線）
- 森林居住環境整備事業（大滝線 外1路線）
- 森林管理道整備事業（戸渡藤沼線 外3路線）
- 山のみち地域づくり交付金事業（田島・館岩I線 外1路線）

令和元年東日本台風等では、一般道が被災し通行止めとなった際に迂回路として林道を活用した事例もあったが、同様に被災して通行止めとなった林道もあった。引き続き、災害復旧事業により早期の復旧をめざす。

- ⑧ 「道の駅防災総合利用に関する基本協定」を締結しているが、道の駅や関係市町村との具体的な連絡体制や協議体制が構築されていない状況にある。今後は、災害時における県内道の駅利用を検討するため、福島「道の駅」連絡会との連絡体制の構築を進めるとともに、広域的な防災拠点となる「防災道の駅」の認定に向け、市町村と連携して道の駅の防災機能強化を推進する。

<起きてはならない最悪の事態>

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生

<推進方針>

- ①ソフト・ハードが一体となった総合的な土砂災害防止対策の整備（再掲）
- ②砂防関係施設の維持管理（再掲）
- ③緊急輸送道路の防災・減災対策（再掲）
- ④迂回路となり得る農道・林道の整備（再掲）
- ⑤消防防災ヘリの円滑な運航確保

<現状と課題、今後の方向性>

- ⑤ 令和元年度に防災ヘリを更新し、新たな機体での本格運航を開始した。一方で、天候等の影響で、本県防災ヘリの飛行不能となるケースも発生したことから、他県防災航空隊等と連携を密にし、災害時等における的確な運用体制を構築していく必要がある。今後は、ヘリコプター運用調整会議等を通じて、ヘリを所有する防災関係機関との連携体制を維持・継続するとともに、他県との相互応援協定等を的確に活用し、ヘリ運用の効率化を図る。

＜起きてはならない最悪の事態＞

2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

＜推進方針＞

- ①訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化（再掲）
- ②警察の災害対応人員の確保及び災害用装備資機材の充実
- ③警察による災害対応のための連携体制の充実・強化
- ④消防広域応援体制の強化（再掲）
- ⑤大規模災害時等における広域応援体制の充実・強化（再掲）
- ⑥消防防災ヘリの円滑な運航確保（再掲）
- ⑦救急業務の充実
- ⑧消防団の充実・強化（再掲）
- ⑨避難地域等における消防体制の再構築（再掲）

＜数値指標＞

	策定時	現状値 (R2.3 時点)	目標値 (R2 年度)	達成度
救急隊数に占める救急救命士運用 隊数の比率	88.2% (H28 年度)	94.2%	100%	↗

＜現状と課題、今後の方向性＞

- ② 災害対応人員の確保については、訓令や業務継続計画に基づき、災害発生時の初動対応に必要な人員を確保した。また、災害対応に必要な装備資機材を購入し、装備の充実を図った。更に、事態の長期化に対応するため、年度当初に訓令改正を実施した。今後も訓令等の内容について適宜見直しを行い対応人員の確保を図っていく。また、広範囲の現場や流水域における救出救助活動を可能とするための装備資機材の充実を図っていく。
- ③ 災害対応のために、協定締結先の担当者との協定内容、災害発生時の対応等についての確認を実施した。今後は、協定締結先に対し、各種訓練への参加を呼びかけるなどして相互の連携内容を確認するとともに、連携体制の更なる充実強化に努めていく。
- ⑦ 各消防本部において、救急業務の高度化に向け、除細動、気管挿管等の救急救命措置を行うことのできる救急救命士の養成に取り組んでおり、着実に成果を上げているところであるが、救急隊数に占める救急救命士運用隊数の比率は依然として全国平均を下回っている状況にある。全ての救急隊に救急救命士が1人以上配置され

る体制を確保するため、引き続き救急救命士養成研修の補助を行い、救急救命士の養成に係る取組を促進し、救急業務の充実・強化を推進する。

<起きてはならない最悪の事態>

2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

<推進方針>

- ①災害拠点病院における非常時使用燃料等の確保
- ②透析医療機関での非常時対応体制の整備
- ③緊急車両等に供給する燃料の確保

<現状と課題、今後の方向性>

- ① 災害拠点病院の現況調査を毎年実施（自家発電機の有無、自家発電機の発電容量、燃料の備蓄等）しており、全ての災害拠点病院で非常時に使用する燃料等が確保されている。今後も引き続き災害拠点病院の現況把握に取り組んでいく。
- ② 透析医療に係る現況確認調査を実施し、県内透析医療機関の自己水源や自家発電装置の設置状況について確認した。災害時に関係団体（透析医学会等）と連携して対応できるよう、透析医療体制の整備を進めていく必要がある。引き続き、災害時の透析医療機関との連携方法等を災害医療マニュアルに明記する等、透析医療体制の整備を進めていく。
- ③ 県内の災害対応中核給油所 44 箇所に緊急車両用のガソリン、軽油をそれぞれ 110,000L 備蓄し、緊急時の燃料供給体制を確保している。引き続き、燃料備蓄を継続し、災害時に必要な燃料の確保に取り組む。

<起きてはならない最悪の事態>

2-5 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能の麻痺

<推進方針>

- ①DMA Tによる災害医療体制の充実
- ②DPA Tによる精神保健活動支援体制の充実
- ③ドクターヘリによる救急医療体制の充実・強化
- ④広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）の体制整備
- ⑤災害医療コーディネート体制の整備
- ⑥災害時医薬品等の備蓄・供給体制の維持
- ⑦災害時医療・福祉人材の確保
- ⑧医療機関における情報通信手段の確保

- ⑨病院施設・社会福祉施設の耐震化等（再掲）
- ⑩福祉避難所の充実・確保（再掲）
- ⑪浜通り地方における医療提供体制の再構築
- ⑫浜通り地方における福祉・介護サービスの再構築

<数値指標>

	策定時	現状値 (R2.3 末時点)	目標値 (R2 年度)	達成度
DPATの整備数	4チーム (H28年度)	10チーム	30チーム	↘
病院敷地内にヘリポートを有している災害拠点病院の割合	50.0% (H28年度)	62.5%	100%	↗
県外からの福祉・介護人材確保支援事業による奨学金の利用者数（累計）	85人 (H28年度)	145人	150人	↗

<現状と課題、今後の方向性>

- ① DMAT 養成研修、技能維持研修を実施し、DMAT 隊員の災害時の様々な支援に必要な知識・技能の習得を図った。保健医療福祉調整本部内での DMAT の役割について整理する必要がある。今後、部内検討会において、保健医療福祉調整本部内での DMAT 含む保健医療チームの役割等、災害時の対応方針を決定する予定。
- ② 大規模災害時に活動する災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣に向けた研修を開催するとともに、国が主催する DPAT 養成研修への参加により体制の充実を図り、必要な資機材の整備を推進している。今後も引き続き DPAT 隊員の養成研修等を実施し、災害時の精神医療体制の強化を図る。
- ③ 福島県立医科大学付属病院にドクターヘリを配備しているほか、災害拠点病院においてヘリポートを有しているのは4病院である。今後も引き続き、ドクターヘリの運行を支援するとともに、救急医療機関におけるヘリポート整備を支援していく。
- ④ 災害時に備え、医療資器材の点検校正を実施した。今後、候補施設の選定（関係機関との協議含む）等を実施した上で、指定について検討する。
- ⑤ 国研修会等により災害医療コーディネーターの技能維持等を図った。大規模災害時の長期的な医療調整に備え、災害医療コーディネーターの養成を進めていく必要がある。また、令和元年東日本台風等では、主に DMAT を中心にコーディネートしていたが、保健医療福祉調整本部内における災害医療コーディネーターの

役割について、部内で整理する必要がある。引き続き、研修を実施し、災害医療コーディネーターの養成及び技能維持を図っていく。

- ⑥ 令和元年東日本台風等による浸水被害が発生し、各避難所への災害時医薬品等の供給について委託先の福島県医薬品卸組合等と情報共有しながら準備をしたが、被災市町村からの供給要請がなく発動しなかった。また、備蓄をしている卸幹事営業所に対しては、各保健所による定期的な状況調査を行い在庫状況の確認を行った。今後、委託先の福島県医薬品卸組合及び福島県医療機器販売業協会、保健所等関係機関とニーズに合わせた備蓄品目及び数量の調整に取り組んでいく。
- ⑦ 令和元年東日本台風等が、災害派遣福祉チームの初めての派遣ということもあり、チーム員調整から派遣までに時間を要した。今後は、調整から派遣までスムーズに行える体制の確保が課題であることから、事務局について、委託に向けた検討及び予算計上をしていく。
- ⑧ EMIS（広域災害時救急医療情報システム）や衛星携帯電話を用いた通信訓練等を定期的実施。年度が変わり病院の事務担当者が異動等になることにより各病院によってその習熟度にばらつきがある。災害時に迅速な医療支援に繋げるために、引き続き EMIS の操作研修及び訓練を定期的実施していく。
- ⑩ 医療機関が警戒区域で再開等する又はした場合に、施設・設備整備費及び運営費の補助を実施している。地域に必要な医療等の確保等、浜通り地方における医療提供体制の再構築を推進していく必要がある。引き続き、対象医療機関への補助を実施することで、浜通り地方における医療提供体制の再構築を推進していく。
- ⑫ 目標値は達成できる見込みではあるものの、年度毎の数値が増加傾向にあるわけではなく、事業の周知不足が一つの要因と考えられる。今後は、事業の一層の周知を図るため、従来の広報活動に加え、更に効果のある新たな広報媒体の活用を検証し、取り組んでいく。また、ハローワークなどとの連携を強化し、本制度につないでもらうための協力を積極的に求めていく。

<起きてはならない最悪の事態>

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

<推進方針>

- ① 感染症予防措置の推進
- ② 下水道業務継続計画（BCP）の策定・推進
- ③ 下水道施設の維持管理
- ④ 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進
- ⑤ 家畜伝染病対策の充実・強化

<数値指標>

	策定時	現状値 (R2,3 時点)	目標値 (R2 年度)	達成度
麻しん予防接種率	1 期) 97.7% 2 期) 92.9% (H28 年度)	1 期) 98.8% 2 期) 93.4%	1 期) 98.0% 2 期) 98.0%	↗

<現状と課題、今後の方向性>

- ① 国の感染症関係研修に職員を派遣し、感染症対策のリーダーの育成を行った。
さらに、感染症発生時に対応する関係者に伝達研修を行い、感染症対応能力の全体のレベル向上を図った。また、令和元年東日本台風等では、避難所でノロウイルスによる集団発生あり。避難所の感染症発生予防と集団感染防止のため、避難者及び関係者に対する衛生指導を徹底する必要がある。引き続き、研修派遣等によりリーダー育成に努めるとともに、災害時に携わる関係者を含めた伝達研修や情報交換会を行い、連携強化を図っていく。
- ② 平成 27 年に策定した下水道業務継続計画(地震編)を時点修正した。また、下水道業務継続計画に基づき下水道実施市町村、各関係機関との情報伝達訓練を 5 月に実施した。また、令和元年東日本台風等では、阿武隈川支川の滝川が破堤、県北浄化センターが水没し機能不全となったことから、下水道業務継続計画(BCP)に、大雨等による水害発生時の対応を加える必要がある。今後は、被災した県北浄化センターの復旧工事を着実に実施すると共に再度災害防止を図るため、耐水化等の対策を講じるとともに、ハード・ソフトによる施設浸水対策を確実に実施するため、令和 2 年度に施設浸水対策を含む下水道業務継続計画(BCP)に改定予定である。
- ③ 平成 28 年策定の流域下水道ストックマネジメント計画(平成 29 年改定)に基づき、管渠、マンホールなどは 1 回/5 年の頻度、処理場施設は 1 回/7~10 年の頻度でそれぞれ調査・点検を実施した。また、調査・点検結果から、緊急度が高い処理場機械・電気設備の改築・更新を実施した。引き続き、施設の調査・点検結果を踏まえ、適宜、ストックマネジメント計画の見直しを行うと共に、今後も計画的な調査・点検と修繕により施設の長寿命化に取り組んでいく。
- ④ 市町村が浄化槽の設置者に対し、本体の設置に要する費用等及び市町村が浄化槽を整備するために必要な経費について補助を行っているが、浄化槽設置基数の約 6 割がまだ単独処理浄化槽であり、合併処理浄化槽への転換を促進することが課題である。引き続き、同事業を実施し、単独処理浄化槽からの転換を図っていく。

- ⑤ 家畜伝染病の発生予防・まん延防止対策を迅速かつ的確に行うため、
- 1 初動防疫に必要な資材の備蓄（簡易検査キット 260 検体分、塩素系消毒薬 100kg、消石灰 1000kg、炭酸ガスボンベ 30kg×10 本）
 - 2 防疫演習等の実施（8 月 20 日に高病原性鳥インフルエンザ机上防疫訓練、10 月～11 月に各地方対策本部 6 カ所で防疫演習）
 - 3 防疫対策業務に関する協定の締結（日本建設機械レンタル協会福島支部と 5 月 29 日締結、福島県旅館ホテル生活衛生同業組合と 8 月 9 日締結）
- など、防疫体制の充実・強化に向け取り組んだ。引き続き、関係団体と連携し、協定を補完すべき内容については、協力依頼等を行っていく。

＜起きてはならない最悪の事態＞

3-1 被災による警察機能の大幅な低下に伴う治安の悪化等

＜推進方針＞

- ①警察施設の耐震化等
- ②警察の災害対応人員の確保及び災害用装備資機材の充実（再掲）
- ③警察ネットワーク環境の充実
- ④警察による災害対応業務のための電源・通信回線の確保

＜数値指標＞

	策定時	現状値 (R2.3 時点)	目標値 (R2 年度)	達成度
警察施設の耐震化率	93.2% (H28 年度)	99.0%	98.0%	達成

＜現状と課題、今後の方向性＞

- ① 警察施設 2 施設（署分庁舎、待機宿舎）の改修工事を実施するとともに、警察施設 1 施設（待機宿舎）の改修設計委託を実施した。今後は、警察施設の対象施設は残り 1 施設、令和 2 年度当初予算で耐震工事を確保していることから、計画どおり年度内実施に向け進めていく。
- ③ 各警察署と警察本部庁舎等間のネットワーク環境の整備を図っている。今後は、ネットワーク環境の更なる充実を図るため、各警察署と警察本部庁舎等間の冗長化等を図る必要がある。
- ④ 協定締結先の担当者と協定内容、災害発生時の対応等についての確認を実施した。今後は、協定締結先に対し、各種訓練への参加を呼びかけるなどして相互の連携内容を確認するとともに、連携体制の更なる充実強化に努める。

＜起きてはならない最悪の事態＞

3-2 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

＜推進方針＞

- ①自動起動型信号機電源付加装置の整備
- ②交通安全施設の維持管理（再掲）
- ③交通整理訓練等の実施による災害対応力の強化

＜数値指標＞

	策定時	現状値 (R2.3末時点)	目標値 (R2 年度)	達成度
自動起動型信号機電源付加装置の整備数	374 基 (H28 年度)	570 機	増加目指す	↗

＜現状と課題、今後の方向性＞

- ① 保守点検（委託）により既設の自動起動式電源付加装置等の不具合を早期に把握し、修繕を実施した。令和元年東日本台風では、自動起動型信号機電源付加装置等が水没して故障し、電源供給ができなかった交差点があることから、浸水を想定した整備を検討していく必要がある。今後は、浸水を想定した自動起動型信号機電源付加装置等の整備を実施する。
- ③ 突発する災害に備え、常に対応できるように継続した訓練が必要である。令和元年東日本台風等では停電が発生し、信号機の滅灯が多数あった。交通誘導等現場対応に苦慮したことから、今後も常に対応できるように継続した訓練が必要である。引き続き、警察官に対して交通整理要領等の現場対応訓練を継続して実施する。

＜起きてはならない最悪の事態＞

3-3 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

＜推進方針＞

- ①業務継続に必要な体制の整備
- ②受援体制の整備
- ③防災拠点施設の機能確保
- ④県有施設（庁舎等）の耐震化等（再掲）
- ⑤訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化（再掲）
- ⑥大規模災害時等における広域応援体制の充実・強化（再掲）
- ⑦緊急車両等に供給する燃料の確保（再掲）

⑧電力関係事業者との連携強化

<数値指標>

	策定時	現状値 (R2.3 末時点)	目標値 (R2 年度)	達成度
業務継続計画を策定した市町村数	13 市町村 (H28 年度)	50 市町村	59 市町村	↗

<現状と課題、今後の方向性>

- ① 県業務継続計画については、既に本庁版及び7地方版を策定済みであり、計画の適切な進捗管理を行うとともに、適宜改訂作業を実施している。引き続き、市町村における業務継続計画の策定を支援し、災害対応等に必要不可欠な行政機能の確保に向けた体制整備を促進していくことにより、県全体の災害対応力の向上を図っていく。
- ② 県の応援・受援計画について市町村へ周知するとともに、市町村における受援体制の整備について助言・指導を行った。令和元年東日本台風等では、県応援・受援計画を策定しているが、計画に基づく受援本部が機能せず、市町村への人的応援調整などで初動が遅れる事態となった。今後は、令和元年東日本台風等の検証を踏まえ、県受援本部の在り方や応援職員派遣の仕組みを検討し、受援・応援計画へ反映させていくとともに、市町村の受援体制の構築について、より積極的に助言・指導を進めていく。
- ③ 危機管理センターの通信・映像設備等については、保守点検及び障害発生時の緊急対応を随時行っている。引き続き、通信・映像設備等に係る保守点検を行い、設備の正常な状態を常時確保していく。
また、各庁舎の諸設備の定期点検及び保守管理を適切に行い、防災拠点施設としての機能の常時確保に取り組んでいる。引き続き、施設機能維持に向けた諸設備の更新を計画的に進めていく。
- ④ 台風第15号対応での課題を踏まえた停電対策について電力事業者と協議するなど、災害による大規模停電等が発生した場合の対応体制の強化を図った。今後は、災害による大規模停電に備え、引き続き情報交換等を行う。また、電力事業者と災害時協定等を検討し、災害時における電力の応急対策体制の充実を図っていく。

＜起きてはならない最悪の事態＞

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

＜推進方針＞

- ①防災拠点施設の機能確保（再掲）
- ②情報システムの業務継続体制（ICT-BCP）の強化
- ③情報通信設備の耐災害性の強化
- ④多様な通信手段の確保
- ⑤警察による災害対応業務のための電源・通信回線の確保（再掲）
- ⑥医療機関における情報通信手段の確保（再掲）

＜現状と課題、今後の方向性＞

- ② 「福島県 ICT 部門の業務継続計画」に基づき、大規模な災害や事故等が発生した際に、重要業務をなるべく中断させず、中断してもできるだけ早く復旧させるため、重要業務に係る情報システム ICT 部門として早急に復旧させる体制となっている。今後は、Web 会議システムとタブレットを県と各市町村に導入し、インターネットに接続できる環境ならば場所に制限なく、移動時間もなく、会議等を行える環境を構築する。
- ③ 東日本大震災でも被害の無かった民間データセンターをハウジング委託し、情報通信ネットワークの基幹ネットワーク機器、県ホームページ及びグループウェアシステムが稼働する共有サーバをデータセンターで運用することで、地震や地域停電でも止まらない体制を維持している。今後も引き続き、各システム管理者に対してサーバ統合やデータセンターのハウジング移行を促し、安全な環境でのシステム運用環境を確保していく。
- ④ 県総合情報通信ネットワークシステムの更新や衛星携帯電話の確保など、多様な通信手段を維持した。令和元年東日本台風等では、災害時応援協定先である通信事業者から携帯電話の貸与を受けた。また、各市町村へのリエゾン派遣職員用の通信機器は、屋内での使用に制限がある衛星携帯電話のみであり、市町村庁舎内での連絡調整に私用携帯や市町村電話を借用する事態となった。また、映像情報を伝達する手段やリエゾンが派遣先で活動するためのモバイル機器の不足が浮き彫りとなった。今後は、令和元年東日本台風等の検証を踏まえ、リエゾンによる情報収集・伝達体制の強化や災害対策本部における通信手段の充実を図っていく。

<起きてはならない最悪の事態>

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない
事態

<推進方針>

- ①住民等への情報伝達体制の強化（再掲）
- ②放送事業者との連携強化

<現状と課題、今後の方向性>

- ② L アラート全国合同訓練に県及び市町村、放送事業者が参加し、避難情報等発信の操作確認を行うとともに、Lアラートに係る研修会を実施し、放送事業者との連携強化を図った。また、吾妻山の噴火警戒レベル引上げ時には、県民や登山者への防災情報の伝達について協力を依頼し、速やかな情報発信に努めた。引き続き、放送事業者と顔の見える関係づくりに継続して連携協会に取り組み、災害時において正確かつわかりやすい広報を行う体制構築を進める。

<起きてはならない最悪の事態>

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下、経済活動の停滞

<推進方針>

- ①企業の事業継続計画（BCP）策定の促進
- ②港湾の事業継続計画（BCP）の策定・推進
- ③高規格幹線道路・地域高規格道路等の整備
- ④緊急輸送道路の防災・減災対策（再掲）
- ⑤迂回路となり得る農道・林道の整備（再掲）
- ⑥空港施設の整備等（再掲）
- ⑦港湾施設の整備等（再掲）
- ⑧漁港施設の整備等（再掲）
- ⑨橋梁施設の耐震対策等（再掲）
- ⑩無電柱化の推進（再掲）

<数値指標>

	策定時	現状値 (R2.3 末時点)	目標値 (R2 年度)	達成度
高規格幹線道路・地域高規格道路の供用延長	471km (H28 年度)	476km	478km	↗

<現状と課題、今後の方向性>

- ① 企業のBCP策定状況については、BCP策定済9件、継続協議中1件であり、令和元年11月にセミナーを開催した（約15名参加）。小規模事業者は経営計画において防災・減災対策の優先度が高くなく、積極的にBCPを策定するよう求めることは困難な状況にある。今後は、小規模事業者に対しては必ずしもBCP策定を求めていくのではなく、地域の商工会又は商工会議所が市町村と連携し策定した「事業継続力強化支援計画」をBCPに代替させるなど、柔軟な対応をしていく。
- ② 策定した港湾事業継続計画の実効性を高めるため、協議会等を開催し、意見等を踏まえ改訂を行った。引き続き、台風等に伴う暴風、高潮についての対応を港湾事業継続計画に加え計画の充実を図る。
- ③ 目標値残2kmの会津縦貫南道路小沼崎バイパスを整備中であるが、入札不調の影響で事業進捗に遅れが生じている。引き続き、工程管理を徹底し、早期供用を図る。

<起きてはならない最悪の事態>

5-2 食料等の安定供給の停滞

<推進方針>

- ①高規格幹線道路・地域高規格道路等の整備（再掲）
- ②緊急輸送道路の防災・減災対策（再掲）
- ③迂回路となり得る農道・林道の整備（再掲）
- ④空港施設の整備等（再掲）
- ⑤港湾施設の整備等（再掲）
- ⑥漁港施設の整備等（再掲）
- ⑦食料生産基盤の整備
- ⑧農業水利施設の適正な保全管理

<数値指標>

	策定時	現状値 R2.3末時点	目標値 (R2年度)	達成度
ほ場整備率（水田）	72.5% (H28年度)	74.1%	76.0%	↗
安定的な用水供給機能が維持される面積	17,703ha (H28年度)	39,857ha	36,960ha	達成

<現状と課題、今後の方向性>

- ⑦ 平成 24 年度より津波被災農地のほ場整備を実施しており、令和元年度までに 13 地区で実施、うち、1 地区が完了した。また、事業量の大きい債務負担工事が順次竣工することから、整備面積の増が見込まれ、目標値にかなり近づく予定。なお、令和元年東日本台風等に伴う復旧工事の優先施工により、ほ場整備工事の進捗が遅延する恐れがある。引き続き、相双管内の津波被災農地の復旧、特に県営ほ場整備事業の事業推進を図り、ほ場整備率 76%が達成出来るよう、引き続き事業の進捗を図っていく。
- ⑧ 農業用水利施設の補修・更新事業を実施しており、令和元年度に 6 地区が完了した。令和元年東日本台風等に伴う復旧工事の優先施工により、工事の進捗が遅延する恐れがある。また、土地改良施設維持管理適正化事業で 18 施設の補修・更新を実施している。今後は、令和2年度の 6 地区完了に向け、早期着工と適正な工程管理を行い、引き続き事業進捗を図っていくとともに、財源面や技術面で引き続き施設管理者を支援していく。

<起きてはならない最悪の事態>

6-1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の停止

<推進方針>

- ①県の要請に基づく避難所等へのLPガス供給
- ②電力関係事業者との連携強化（再掲）
- ③緊急車両等に供給する燃料の確保（再掲）
- ④無電柱化の推進（再掲）
- ⑤石油コンビナート防災体制の充実・強化
- ⑥再生可能エネルギーの導入拡大

<数値指標>

	策定時	現状値 (R2.3末時点)	目標値 (R2 年度)	達成度
住宅用太陽光発電設備の設置件数及び設置容量	44,827 件 195,992kW (H28 年度)	52,222 件 234,269kW	70,000 件 333,000kW	↗

<現状と課題、今後の方向性>

- ① 災害時における LP ガス等の供給協力に関する協定に基づき、災害に伴う停電発生時においても、避難所における被災者の生活支援や応急対策を行うために必

要な LP ガス燃料・器具等を確保するとともに、引き続き、協定に基づく協力要請や連絡体制を相互に確認し、連携強化に取り組む。

- ⑤ 石油コンビナートの各種事故に対し関係機関と連携し、被害が拡大しないよう対応に努めた。また、石油コンビナート総合防災訓練を予定していたが、令和元年東日本台風が発生したため、実施を令和 2 年度に延期した。各種事故が発生した場合には、引き続き関係機関と連携しながら対応していくとともに、石油コンビナート総合防災訓練などで関係機関との連携強化に努めていく。
- ⑥ 住宅着工件数の減、人口減少等に伴い住宅用太陽光設置件数が減少している。令和元年東日本台風等では、メガソーラー発電所が水没した。発電施設の復旧は、各発電事業者が保険等により対応することとなるが、台風被害後に制定された「エネルギー供給強靱化法」等により、発電設備の保安点検の規律が強化されたため、今後も国の制度を注視し、発電事業者の情報を収集していく。

<起きてはならない最悪の事態>

6-2 上下水道等の長期間にわたる機能停止

<推進方針>

- ①上下水道施設の防災・減災対策（再掲）
- ②下水道業務継続計画（BCP）の策定・推進（再掲）
- ③下水道施設の維持管理（再掲）
- ④単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進（再掲）
- ⑤工業用水道施設の整備等
- ⑥工業用水道の応急復旧体制の整備
- ⑦農業集落排水施設の整備等

<数値指標>

	策定時	現状値 (R2.3末時点)	目標値 (R2 年度)	達成度
水管橋の耐震化率	93.9%	100%	100%	達成
農業集落排水施設の整備済み人口	120,654 人 (H28 年度)	120,156 人	136,520 人	-

<現状と課題、今後の方向性>

- ⑤ 水管橋の耐震化については平成 29 年度に整備が完了した。現在、接合井等の土木構造物の耐震化整備を図っている。全体計画に基づき計画的に整備を実施する。令和元年東日本台風等では、河川の氾濫等により工業用水道施設の浸水、破

損等の被害があった。今後は、被災の要因等を分析することにより被災防止対策をまとめ、再度災害防止のために対策工事を実施する。

- ⑥ 危機管理対応体制等について対策実施要領を定めている。また、東北地域の各工業用指導事業者との相互応援協定に基づく伝達訓練を実施した。令和元年東日本台風等では、二つの工業用水道で供給停止となったが、関係機関と連携し早期復旧に努めた。今後は、復旧資材の備蓄等について検討する。
- ⑦ 令和元年度実績としては、3地区で農業集落排水施設の機器更新・新設等が完了した。また、最適整備構想については7地区が策定完了となった。なお、最適整備構想未策定市町村は13団体あり、未策定市町村については説明会を開催予定である。今後は、個別施設計画策定に向けた機能診断等の実施状況や簡易版の策定作業の進捗管理等を進め令和2年度中の策定に向け市町村を指導する。

<起きてはならない最悪の事態>

6-3 陸・海・空の基幹交通及び地域交通ネットワークが分断する事態

<推進方針>

- ①高規格幹線道路・地域高規格道路等の整備（再掲）
- ②緊急輸送道路の防災・減災対策（再掲）
- ③迂回路となり得る農道・林道の整備（再掲）
- ④橋梁施設の耐震対策等（再掲）
- ⑤地すべり防止施設の整備等（再掲）
- ⑥ソフト・ハードが一体となった総合的な土砂災害防止対策の整備（再掲）
- ⑦砂防関係施設の維持管理（再掲）
- ⑧道路の防雪施設の整備（再掲）
- ⑨道路の除雪体制等の確保（再掲）
- ⑩空港施設の整備等（再掲）
- ⑪地方航空ネットワークの維持・拡充
- ⑫港湾施設の整備等（再掲）
- ⑬漁港施設の整備等（再掲）
- ⑭海岸保全施設の整備等（再掲）
- ⑮防潮水門及び陸閘の自動化・遠隔操作化（再掲）
- ⑯河川管理施設の整備等（再掲）
- ⑰鉄道施設の復旧・基盤強化
- ⑱地域公共交通の確保

<数値指標>

	策定時	現状値 (R2.3末時点)	目標値 (R2 年度)	達成度
福島空港利用者数	246 千人 (H28 年度)	260 千人	300 千人	↗
JR 路線の運休区間の距離	常磐 36.6km 只見 27.6km (H28 年度)	常磐 0.0km 只見 27.6km	常磐 0.0km 只見 0.0km	↗

<現状と課題、今後の方向性>

- ① 令和元年東日本台風等による影響を受けたものの、利用者数は持ち直し、令和2年2月までは前年比増で推移した。しかし、新型コロナウイルス感染拡大の影響で3月の利用者数が激減し、年間利用者は前年度を下回った。今後は、新型コロナウイルス感染症により激減した航空需要を回復させ、利用者の安全を確保しながら、空港機能を維持していく。また、国内外チャーター便の誘致・運航促進を行い、定期路線の再開・新規路線開設を目指す。
- ⑦ JR 只見線の復旧にあたり、JR 東日本が実施する復旧工事費用の一部を補助している。今後、令和4年中の全線再開通を目指し、引き続き関係機関と連携しながら、復旧事業の推進を図る。なお、地域鉄道については、各沿線自治体協調補助により施設設備整備に係る補助を行っているが、今後確実に予算を確保し、計画的に支援する必要がある。今後、JR 只見線については令和4年中の全線再開通を目指し、引き続きJR 東日本等と連携しながら、復旧事業の推進を図る。
- ⑧ 地域鉄道及び広域路線バス等の地域公共交通について、施設設備整備補助及び経営安定化補助、路線維持のための経費補助を行っているが、今後確実に予算を確保し、計画的に支援する必要がある。令和元年東日本台風等では、路線バス等の運休や車両の水没被害があったものの、現在は復旧している。今後は、限られた財源を効率的に活用し、国及び沿線自治体と協調して地域公共交通の維持・確保にむけた支援を行う。

<起きてはならない最悪の事態>

6-4 異常湧水等による用水の供給途絶

<推進方針>

- ① 湧水時における情報共有体制の確保
- ② 工業用水の湧水対策
- ③ 農業用水の湧水対策

<現状と課題、今後の方向性>

- ① 日頃より気象・水源情報や利水状況等のデータ収集、ダムの現地調査を行うとともに、渇水の段階に応じた関係者による情報共有及び節水の呼びかけ等の広報を行った。今後も渇水が懸念される場合に迅速かつ的確な初動対応を実現できるよう、日頃から渇水に関する基礎的情報の収集と渇水対策関係者による情報共有体制の強化に向けて取り組んでいく必要がある。引き続き、渇水に関する基礎的情報の収集と渇水対策関係者による連携強化に努める。
- ② 工業用水の渇水対策として各種要領等を定めている。また、福島県真野ダム渇水対策要領について、令和元年6月に改正した。
- ③ 渇水時には、節水を呼び掛けるチラシを作製し、関係機関（市町村、土地改良区）へ配布した。また、渇水時には、関係機関（国、県、市町村、土地改良区）と情報共有を密に行う。なお、少雨や少雪の頻度が高まっているが、国の主導によりダムの洪水調節機能強化が進められ、渇水と洪水の両面に配慮した貯水位運用が求められている。引き続き、渇水のおそれがある場合は、代かき、田植え等の時期に向け、早めの段階から節水に係る技術支援を実施するとともに、必要な対策が実行できるよう関係機関と情報を共有する。

<起きてはならない最悪の事態>

7-1 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

<推進方針>

- ①農業水利施設の適正な保全管理（再掲）
- ②農業用ため池ハザードマップの作成支援
- ③ダム管理設備の機能確保（再掲）
- ④海岸保全施設の整備等（再掲）
- ⑤河川管理施設の整備等（再掲）
- ⑥ソフト・ハードが一体となった総合的な土砂災害防止対策の整備（再掲）
- ⑦砂防関係施設の維持管理（再掲）
- ⑧石油コンビナート防災体制の充実・強化（再掲）

<数値指標>

	策定時	現状値 (R2.3末時点)	目標値 (R2年度)	達成度
防災重点ため池のハザードマップ作成率	69.3% (H28年度)	100%	100%	達成

<現状と課題、今後の方向性>

- ② 旧避難指示区域を除いたため池のハザードマップ作成については完了した。なお、作成されたハザードマップの一部について、公表が遅れている市町村があるため、早期公表に向けた取組が必要である。引き続き、早期公表に向け、継続的に指導等を実施していく。

<起きてはならない最悪の事態>

7-2 有害物質の大規模拡散・流出

<推進方針>

- ①有害物質の拡散・流出防止対策の推進
- ②アスベスト使用被災建築物の適切な管理・解体
- ③PCB廃棄物の適正処理
- ④工場・事業所におけるリスクコミュニケーションの実施

<数値指標>

	策定時	現状値 (R2.3末時点)	目標値 (R2年度)	達成度
工場・事業場におけるリスクコミュニケーションの実施件数	102件 (H28年度)	110件	170件	↗

<現状と課題、今後の方向性>

- ① 工場・事業場における化学物質の使用量・製造量の調査、事業場周辺における環境大気等の調査を実施し、結果を事業者へ提供すること等により、事業者による有害物質の拡散・流出防止対策の推進を図った。また、流出事故発生時には、関係機関と連携し、事業者への指導、周辺環境への影響の確認等を行った。引き続き、有害物質の拡散・流出防止対策等の更なる普及・促進を図る。
- ② アスベストの安全対策に関するパンフレットの作成、配布やテレビ、ラジオによる広報を行い、建築物解体等工事におけるアスベストの適正な取扱いに関する周知を行った。また、解体現場への立入調査を実施し、適正に実施されているか監視・指導を行った。今後は、大気汚染防止法改正により、事前調査に関して、一定の知見を有する者が行うことや一定規模以上の工事について県へ報告することの義務化等がなされたことから、関係団体と連携して、関係者に対する周知・徹底を図る。
- ③ PCB廃棄物の保管等事業者に対して、処分期間内の確実かつ適正な処理、その間の安全な保管等を指導した。事業者が処分期間内に全ての対象物を確実に処

分できるよう、引き続き、指導・確認を行っていく。

- ④ リスクコミュニケーション実施の普及促進を図るため、事例発表会・交流会やセミナーの開催、企業アンケート調査、企業訪問による取組状況の確認等を行った。また、中小企業では未実施である傾向があり、中小企業における普及促進が課題である。引き続き、リスクコミュニケーション実施の更なる普及・促進を図る。

<起きてはならない最悪の事態>

7-3 原子力発電所等からの放射性物質の放出及びそれに伴う被ばく

<推進方針>

- ①原子力発電所の安全監視
- ②原子力防災体制の充実・強化
- ③原子力災害時避難対策の推進
- ④広域避難計画に基づく住民避難訓練の実施
- ⑤関係機関・原子力事業者との情報連絡体制の充実・強化
- ⑥放射線モニタリング体制の充実・強化
- ⑦警察による原子力災害対策の充実・強化
- ⑧原子力災害医療体制の充実・強化
- ⑨放射性物質に汚染された廃棄物の適正処理
- ⑩中間貯蔵施設及び除去土壌等の輸送の安全確保
- ⑪除染により発生した除去土壌等の適切な管理
- ⑫放射線等に関する正しい知識の普及啓発
- ⑬様々な教育分野と関連した放射線教育の推進
- ⑭震災教訓の伝承・風化防止（再掲）

<数値指標>

	策定時	現状値 (R2.3末時点)	目標値 (R2 年度)	達成度
原子力発電所現地確認調査回数	263 回 (H28 年度)	255 回	適切に実施	(参考指標)
原子力防災に関する研修の実施回数	6 回 (H28 年度)	6 回	6 回	→
住民避難訓練の実施回数	1 回 (H28 年度)	0 回 (令和元年東日本台 風等により中止)	1 回	—

原子力防災通信連絡訓練の実施回数	4回 (H28年度)	3回	4回	↘
講演会等へのアドバイザー派遣回数	2回 (H28年度)	0回	2回	↘
環境創造センター交流棟「コムタン福島」で環境学習を行った県内小学校の割合	38.2% (H28年度)	59.0%	100%	↗
放射線教育に係る授業を実施した学校の割合（公立小・中学校）	100% (H28年度)	100%	100%継続	→

＜現状と課題、今後の方向性＞

- ① 平日は毎日、トラブル発生時は休日・夜間を問わず現地確認するなど適時適切に監視業務を実施している。引き続き、現地確認を通じて廃炉作業が安全かつ着実に進められるよう監視していく。
- ② 予定されていた令和元年度「福島県原子力防災訓練」については、令和元年東日本台風等の影響により中止となった。また、同時期中止としたが、行政や関係機関職員に対し、基礎研修やオフサイトセンター運用訓練など異なる複数の研修を開催した。万が一の原子力災害に備えて、研修を通じ災害対応能力の向上を図ることが重要であり、引き続き関係機関に参加を働きかける。
- ③ 広域避難計画未策定の市町村に対し支援を行った。また、円滑な広域避難の実現に向け、検討組織を平成29年6月に立ち上げ、平成29年度に4回、平成30年度に1回開催し、得られた成果についてはホームページやリーフレットにより情報発信等を行った。令和元年度以降は定期的な検討会は開催せず、進捗に応じて適宜会議を開催して中間報告をおこなうこととした。なお、広域避難計画未策定市町村に対し引き続き支援を行うとともに、万が一の原子力災害が発生した場合の対応について、引き続き周知が必要であることから、市町村の広報や訓練などの機会を活用しより一層の周知を図っていく。
- ④ 住民避難訓練については、令和元年東日本台風等に伴う災害被害への対応のため訓練を中止したが、同年を除き年1回実施した。なお、万が一の原子力災害に備えて、訓練は繰り返して行うことが重要であることから、引き続き、訓練を通じて県や市町村等の災害対応能力の向上を図っていく。
- ⑤ 原子力防災通信連絡訓練については、令和元年東日本台風等に伴う災害被害への対応のため3回にとどまったが、同年を除き年4回実施した。なお、万が一の原子力災害に備えて、訓練は繰り返して行うことが重要であることから、引き続き、訓練を行うことを通じて県や市町村等の災害対応能力の向上を図っていく。

- ⑥ モニタリングポスト等による空間線量率の測定や環境試料の分析を行い、福島県放射能測定マップ等を活用して県内外に情報提供している。なお、いつ災害が発生したとしても、モニタリングポスト等による空間線量率の常時測定や、海水・大気浮遊じん等に含まれる放射性物質の測定等を行い、県内外に情報提供していく必要がある。引き続き、廃炉作業の進展等、必要に応じ、放射線モニタリング体制をより充実・強化できるよう、機器を更新していく。また、モニタリングポスト等既存の機器の維持管理を継続し、災害発生時にも放射線モニタリング体制を確保できるよう努める。
- ⑦ 開催を予定していた「福島県警察原子力防災研修」にあっては、時期をずらして翌年1月16日に実施している。なお、令和元年東日本台風等では、河川の氾濫、土砂崩れの影響等により、交通網が寸断されたことから、原子力災害が併せて発生した場合の移動方法、避難誘導の措置に関して検討が必要である。今後は、原子力災害発生時の避難誘導措置に係る教養等を実施する際に、ハザードマップと照らし合わせて、通行に支障がでるおそれのある避難路等の把握や、通行止めとなった場合の迂回措置についても、関係各市町村と検討していく。
- ⑧ 原子力災害医療協力機関を新たに2機関登録した。原子力災害医療体制の強化のため、引き続き協力機関の整備を進めるとともに、原子力災害医療調整官の委嘱を実施する必要がある。協議会等において、関係機関の意見を踏まえながら、引き続き原子力災害医療体制の充実・強化を推進する。
- ⑨ 国が実施する特定廃棄物埋立処分事業について、国、県、楡葉町及び富岡町で締結した安全協定に基づき、特定廃棄物埋立処分施設が安全に運営されるよう、処分施設等における状況確認及び環境モニタリング、特定廃棄物の輸送における現地確認等を実施した。また、事故及び災害発生時の緊急連絡網を作成し、関係機関の連絡体制を確立した。引き続き、施設の安全な運営と、施設内の事故等の緊急事態に対する適切な連絡体制を整備していく必要がある。
- ⑩ 国が実施する中間貯蔵施設事業について、国、県、大熊町及び双葉町で締結した安全協定に基づき、中間貯蔵施設が安全に整備・運営されるよう、施設等における状況確認及び環境モニタリング、除去土壌等の輸送における現地確認等を行った。また、事故及び災害発生時の緊急連絡網を作成し、関係機関の連絡体制を確立した。引き続き、施設の安全な運営と、輸送中及び施設内の事故等の緊急事態に対する適切な連絡体制を整備していく必要がある。
- ⑪ 市町村が設置した除去土壌等仮置場は、令和2年3月末時点、26市町村に619箇所設置されている。令和元年東日本台風等では、市町村管理の仮置場計33箇所から大型土のう袋計89袋が流出し、想定を超える異常気象が起きた際の速やかな対策が求められた。今後は、稼働中仮置場における保管記録の毎月提出

を市町村に求めるとともに、その結果に基づき、環境省と毎月合同で任意の仮置場点検を実施するなど、仮置場の管理・点検を徹底していく。さらに、豪雨等の災害が予想される場合には、その時点における保管状況の把握や、事前措置について市町村に指示することとした。

- ⑫【危機管理部】廃炉に向けた取組やトラブルの状況等を随時確認し、原子力発電所の安全確保に向け、監視を行っている。

【生活環境部】コミュタン福島においては、放射線や環境に関する展示や体験研修プログラムにより、学習活動等を行い、令和元年度は県内小学校 268 校に来館いただいた。なお、更なる活用促進を図るため、今後は、教育関係機関への周知や学習プログラムの充実等に取り組むことにより、コミュタン福島の利用促進を図り、引き続き放射線に関する正しい知識等の普及啓発を行う。

- ⑬ 県内小中学校において、主に学活や総合的な学習の時間で放射線教育が実施されている。しかし、震災を経験または記憶にない児童生徒や、記憶が薄れている保護者・教員が増加している。令和元年東日本台風時には、正しい情報を基に判断し行動することが、まだ浸透していないことが浮き彫りとなった。今後は、地域の実態に応じた放射線教育のカリキュラムを作成し、教科等横断的に行うことで、持続可能な放射線教育を行い、正しい情報を基に判断し行動することのできる児童生徒の育成を目指す。

<起きてはならない最悪の事態>

7-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

<推進方針>

- ①食料生産基盤の整備（再掲）
- ②地すべり防止施設の整備等（再掲）
- ③治山施設の整備等（再掲）
- ④災害に強い森林の整備
- ⑤農業水利施設の適正な保全管理（再掲）
- ⑥鳥獣被害防止対策の充実・強化
- ⑦農業・林業の担い手確保・育成

<数値指標>

	策定時	現状値 (R2.3末時点)	目標値 (R2 年度)	達成度
森林整備面積	6,406ha (H28 年度)	5,707ha	14,000ha	↘

有害鳥獣による農作物被害額	168,152 千円 (H28 年度)	179,326 千円	77,500 千円 以下	↘
イノシシの年間捕獲頭数	26,034 頭 (H28 年度)	30,738 頭	25 千頭	達成
認定農業者数	7,771 経営体 (H28 年度)	7,377 経営体	8,000 経営体	↘
新規林業就業者数	84 人 (H28 年度)	76 人	250 人	↘
避難地域において農業を開始した認定農業者数	214 経営体 (H28 年度)	321 経営体	750 経営体	↗

＜現状と課題、今後の方向性＞

- ④ 森林所有者の経営意欲の減退等から、森林整備面積が増加せず、森林の多面的機能の低下が懸念される。また、令和元年東日本台風等の影響により、森林整備の計画地への進入路が被災したことなどにより、整備の進捗に遅れが発生した。引き続き、各種補助事業を活用した森林所有者等による森林整備を推進する。
- ⑥ 【農林】サルやクマの被害額は減少傾向にある一方、イノシシやシカは生息域の拡大に伴って被害が拡大傾向にある。特に、イノシシ被害が多く、全体の 6 割を占めている。イノシシやシカは急速に生息域を拡大しているが、県内にその管理手法が十分に普及・定着していない。今後は、市町村等への野生鳥獣管理に関する専門知識を有した職員の配置や専門的知見に基づいた被害調査や対策提案により、住民と行政の協働による総合的な対策を推進して被害の低減を図る。
- 【生環】鳥獣被害対策については、猟友会等と連携しながら対策を講じていくことが重要だが、猟友会会員の高齢化等が深刻になってきており、今後も現在の実施体制を維持していくことが課題である。引き続き、鳥獣被害対策の担い手である狩猟者の確保や技術向上を図るため、各種研修や若手狩猟者確保のため必要資材の購入費用の一部を補助する事業等を実施していく。
- ⑦ 【認定農業者】認定農業者の作成した経営改善計画のフォローアップや農業経営相談所等による経営支援を実施した。また、人・農地プランの実質化を進めるとともに、プランに位置付けられた中心経営体を認定農業者へ誘導した。なお、認定農業者の高齢化に伴い再認定率が低下しており、認定農業者数の伸び率は鈍化傾向にある。引き続き、経営改善計画のフォローアップを推進するとともに、人・農地プランに位置付けられた中心経営体や認定新規就農者等を認定農業者へ誘導し、認定農業者の確保を進める。
- 【新規林業就業者】資格取得に対する費用助成や、林業事業体自身が実施する〇

J T 研修の費用助成を実施している。また、高校生、高校教諭を対象とした現地見学会を実施している。さらに、現業職員化・月給制の導入による若年労働者等の定着を図るための費用助成を実施している。なお、ふくしま森林再生事業や新たな森林管理システムの導入による、森林整備事業や素材生産増加に対応するための新規林業就業者の確保・育成が急務であるとともに、林業就業者数の減少を防ぐため、就業者の定着に向けた取組が必要である。今後は、森林の再生、林業成長産業化の実現に向け、専門的な技能や技術を備えた人材を育成するための研修を強化する。具体的には、林業就業者の育成と定着を図るため、林業への就業希望者を対象とした就業前長期研修を実施する。また、市町村が主体となって地域の森林を管理する「新たな森林管理システム」に対応できる市町村職員の育成や森林の経営管理能力を有する林業従事者を育成するための短期研修を実施する。

【避難地域における認定農業者】避難地域で農業者が安心して営農再開ができる環境整備を行うとともに、農業者に対して農業機械等の導入を支援している。なお、長期間の避難や農業者の高齢化等により担い手不足が大きな課題となっている。引き続き、安心して営農再開ができる環境整備や農業機械等の導入支援を行う。また、新規就農者の確保のため、就農希望者を対象とする産地見学ツアーや就農フェア出展等の PR 活動を継続する。

<起きてはならない最悪の事態>

7-5 風評等による地域経済等への甚大な影響

<推進方針>

- ①風評等の防止に向けた適切な情報発信・販売対策等
- ②放射線モニタリング体制の充実・強化（再掲）
- ③家畜伝染病対策の充実・強化（再掲）

<数値指標>

	策定時	現状値 (R2.3末時点)	目標値 (R2年度)	達成度
観光客入込数	52,764 千人 (H28年)	56,344 千人 (R元年)	63,000 千人 (R2年)	↗
県内の外国人宿泊者数	71,270 人泊 (H28年)	178,810 人泊 (R元年)	200,000 人泊 (R2年)	↗
GAP（農業生産工程管理）に 取り組む産地数	226 産地 (H28年度)	328 産地	242 産地	達成
農産物直売所の販売額	127.2 億円 (H27年度)	266.6 億円	234 億円	達成

<現状と課題、今後の方向性>

①【観光】外国人観光客は、台湾・タイ・欧米豪市場等のプロモーション効果により前年比 118%増加と堅調に推移した。なお、令和元年東日本台風等による観光需要の落ち込みに加え、新型コロナウイルスの感染拡大により追い打ちを受けた観光需要の回復を図る必要がある。今後は、県内宿泊に対する宿泊費助成による観光需要喚起やワーケーションに焦点を当てた新たな交流のきっかけづくりを行う。また、海外旅行規制解除後のアフターコロナの新たな旅行のあり方に対応すべく、県内の衛生対策や安全安心に関する取組みをするとともに各市場へ情報発信を実施していく。

【GAP】平成 29 年 5 月から「GAP日本一」を目指す取組をスタートし、第三者認証GAPやふくしま県GAP（FGAP）の取組が進み、GAP取組産地数が増加している。なお、風評払拭に向けて、第三者認証GAP等の面積的な拡大が必要である。また、消費者等の認知度が低いことから、効果的な情報発信が課題である。引き続き、農業者等に対する指導体制を強化するとともに、新規認証取得に対する支援を継続する。また、HPやイベント等を通じた消費者等に対するPR活動を継続する。

【農産物直売所】農林水産物及び加工食品の放射性物質検査結果を迅速に情報発信した。また、安心安全に向けた取り組み、県産農林水産物や加工食品の魅力等を農産物直売所と連携して情報発信を行った。なお、安心安全に向けた取組の県民への情報発信のみならず、県産農林水産物や加工食品の魅力など、理解醸成を推進していく必要がある。引き続き、科学的根拠に基づく正確な情報発信に努め、県産農林水産物の風評払拭に取り組む。

<起きてはならない最悪の事態>

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

<推進方針>

- ①災害廃棄物処理計画の策定・推進
- ②災害廃棄物等の処理・収集運搬体制の充実・強化

<現状と課題、今後の方向性>

① 災害廃棄物処理計画の策定に向けて基礎調査を実施した。なお、計画策定に当たっては、災害時に計画に沿った対応ができるように関係機関の意見や、令和元年東日本台風等の対応で明らかとなった課題を反映させ、令和2年度中に災害廃棄物処理計画を策定する。

- ② 市町村の廃棄物行政担当課長会議において、県と民間団体との協定状況と締結内容等について説明するとともに、令和元年東日本台風等の対応に当たっては、当該協定を活用して民間団体へ支援を要請した。なお、事前に協定内容等について情報共有していても、市町村において認識されていない場合等があったことから、今後は、県の災害廃棄物処理計画（資料編）に、県と民間団体との協定書や、協定に基づく要請を行う場合の事務処理手順等について記載するとともに、市町村職員等を対象とした研修会、説明会等を実施し、災害時の廃棄物の処理にかかる手順の周知を図る。

<起きてはならない最悪の事態>

8-2 復旧・復興を担う人材の不足等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

<推進方針>

- ①市町村への人的支援
- ②大規模災害時等における広域応援体制の充実・強化（再掲）
- ③復旧・復興を担う人材の育成
- ④災害時応援協定締結者との連携強化
- ⑤災害・復興ボランティア関係団体との連携強化
- ⑥災害対応ロボット等の開発・研究

<数値指標>

	策定時	現状値 (R2.3末時点)	目標値 (H32年度)	達成度
被災建築物応急危険度判定士の有資格者数	1,849人 (H28年度)	1,815人	3,000人	↗

<現状と課題、今後の方向性>

- ① 東日本大震災では、全国自治体等からの中長期職員派遣スキームや、被災市町村の独自採用等により、612名の職員が確保された。令和元年東日本台風では、避難所運営や罹災証明書発行の支援などに従事する県職員を、県内13被災市町へ延べ3,324名派遣（短期）したが、広域的かつ同時多発的な災害であったため、罹災証明書関連業務や復旧業務に従事する職員が不足し、応援派遣や独自採用等の手法による職員の確保が課題となった。また、被災市区町村応援職員確保システムを通じて、全国の10自治体から県内8被災市町へ延べ3,614名が派遣（短期）された。さらに、中長期職員派遣スキームを活用し、県内外の21自治体から県内6被災市へ33名が派遣（中長期）された。なお、被災地の復旧・復興を

着実に進めるため、これらの業務に携わる市町村職員を引き続き確保していく必要がある。今後は、令和元年東日本台風のような広域かつ同時多発的な災害に対応するため、「被災市区町村応援職員確保システム」や、令和2年度に新設された「復旧・復興技術職員確保システム」を活用するとともに、被災市町村自らの任期付職員採用等について助言することを通じ、職員確保の支援に努める。

- ③ 地震により被災した建築物について、余震等による二次災害（倒壊や落下物等）を防止するため、それらの危険度を迅速かつ的確に判定する人材を育成しており、令和元年度末時点において、1,815人である。なお、高齢の資格者において資格更新を辞退する者が多く、資格者の継続確保が難しい状況にある。引き続き、新規資格者養成講習会を複数開催するなど、有資格者数の確保に取り組む。
- ④ 毎年、各種建設関係団体の連絡体制について相互に確認している。
- ⑤ 大規模災害の発生時には、早急な被災者の生活再建実現のため災害ボランティアによる迅速な対応が求められているものの、被災地までの移動手段や宿泊場所の確保等災害ボランティアが円滑に活動できる環境整備が十分でないことからその支援が求められている。令和元年東日本台風等に伴う大規模災害は被災地が東日本を中心に広域にわたっていたことから、各地でボランティアによる人手の確保に偏りが生じた事例が頻出した。県内でも被災地域間で格差が生じており、適切な広報周知や情報発信を行うことで、ニーズのある地域へのマッチングを図る等ボランティアの偏在解消が課題となっている。今後は、県社会福祉協議会では企業などの団体でのボランティア希望者の実施先に関する問い合わせに対し、人員が不足している地域を紹介し、ミスマッチの解消を図っているが、ミスマッチや人員不足が発生しないよう平時から企業、大学等との協定締結によるボランティア人員確保対策を進めていく。
- ⑥ 企業や研究機関等が行うロボットの実証試験を福島ロボットテストフィールドに誘致し、地元企業との連携を図りながら利活用促進に努めた。また、県内企業のロボット関連要素技術開発や産学連携による研究開発を支援した。なお、開発・製造されたロボット技術の実用化や販路拡大が課題である。今後は、引き続き県内企業の研究開発を支援するとともに、コーディネーターによるマッチング支援やロボットフェスタふくしま等における展示・商談、情報発信などに取り組み、県産ロボット技術の販路拡大を支援していく。

<起きてはならない最悪の事態>

8-3 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

<推進方針>

- ①地域コミュニティの再生・活性化

- ②地域公共交通の確保（再掲）
- ③自助・共助の取組促進（再掲）
- ④自主防災組織等の強化（再掲）
- ⑤避難行動要支援者対策の推進（再掲）

<数値指標>

	策定時	現状値 (R2.3末時点)	目標値 (R2年度)	達成度
集落活性化のため、自主的・組織的に活動する大学生等の数	170人 (H28年度)	850人	1,000人	↗
避難区域等の居住人口	約58,000人 (H29年6月)	約64,700人 (R元年6月)	増加目指す	↗

<現状と課題、今後の方向性>

- ① 地域内外の大学生の力を活用して集落活性化を図るとともに、大学生等が地域づくりを学ぶ実践の場として、地域と関わるきっかけをつくり、交流継続による将来的な移住・定住につなげる取組を実施している。

また、これまで、各市町村において復興拠点等の整備を進めてきたが、特定復興再生拠点区域の整備も進み、帰還困難区域の一部で避難指示が解除された。

今後、受入集落については、市町村の協力が不可欠である。必要とする集落に情報が届くよう、市町村担当者に対してより一層の周知を図る必要がある。

また、大学生グループについては、「地方創生関係学部」が新設された大学、本県と就職支援協定や包括連携協定を締結している大学などに対して直接アプローチする。

福島県国土強靱化地域計画に係る数値指標一覧

※達成度はH30との比較

No.	起きてはならない最悪の事態	強靱化施策	数値指標	策定時	現状値 (R2.3末時点)	目標値 (R2年度)	達成度	担当部局
1	1-1	県有施設(庁舎等)の耐震化等	県有建築物の耐震化率	97.5% (H28年度)	99.1%	98.0%	達成	土木部
2	1-1	住宅・建築物の耐震化等	住宅の耐震化率	81.6% (H25年度)	87.1% (H30年度)	95.0%	↗	土木部
3	1-1		特定建築物の耐震化率	80.9% (H28年度)	85.3%	95.0%	↗	土木部
4	1-1	橋梁施設の耐震対策等	緊急輸送路において耐震対策を実施した橋梁数	253橋 (H28年度)	254橋	255橋	→	土木部
5	1-1		長寿命化のための対策工事を実施した橋梁数	472橋 (H28年度)	692橋	760橋	↗	土木部
6	1-1	教育施設の耐震化等	県立学校施設の耐震化率	99.4% (H29年度)	100%	100%	達成	教育庁
7	1-1	無電柱化の推進	無電柱化された道路の延長	103.5km (H28年度)	110.4km	120.0km	↗	土木部
8	1-1	消防団の充実・強化	消防団員条例数に対する充足の割合	92.5% (H28年度)	88.4%	95.4%	↘	危機管理部
9	1-2	海岸保全施設の整備等	海岸保全施設の整備率【農林水産部】 (保全区域延長に対する整備済み延長)	41.1% (H28年度)	69.8%	84.0%	↗	農林水産部
10	1-2		海岸保全施設の整備率【水管理国土保全局】 (東日本大震災の災害復旧工事の復旧率)	58.5% (H28年度)	95.0%	100%	↗	土木部
11	1-2		海岸保全施設の整備率【港湾局】 (東日本大震災の災害復旧工事の復旧率)	98.1% (H28年度)	100%	100%	達成	土木部
12	1-2		海岸保全施設の整備率【水産庁】 (東日本大震災の災害復旧工事の復旧率)	52.3% (H28年度)	91.0%	100%	↗	土木部
13	1-2	防災緑地・海岸防災林の整備	海岸防災林整備延長	5,190m (H28年度)	13,500m	16,800m	↗	農林水産部
14	1-2		防災緑地の完成箇所数	1箇所 (H28年度)	9箇所	10箇所	↗	土木部
15	1-2	河川管理施設の整備等	河川堤防整備率	61.8% (H28年度)	62.5%	62.8%	↗	土木部
16	1-4	治山施設の整備等	山地災害危険地区における着手率	51.8% (H28年度)	52.1%	53.0%	↗	農林水産部
17	1-4	ソフト・ハードが一体となった総合的な土砂災害防止対策の整備	土砂災害から保全される住宅戸数	14,610戸 (H28年度)	15,004戸	14,950戸	達成	土木部
18	1-4		土砂災害警戒区域指定率	36.5% (H28年度)	70.4%	50.0%	達成	土木部
19	1-5	道路の防雪施設の整備	雪崩や地吹雪のおそれのある危険箇所の解消数	98箇所 (H28年度)	102箇所	103箇所	↗	土木部
20	1-5		雪を溶かすことのできる道路の延長	142.1km (H28年度)	142.4km	143.0km	→	土木部
21	1-6	自助・共助の取組促進	危機管理センターの見学者数(累計)	1,163人 (H28年度)	6,107人	10,000人	↗	危機管理部
22	1-6	自主防災組織等の強化	自主防災組織の活動カバー率	80.0% (H29年度)	76.5%	93.7%	↘	危機管理部
23	1-6	避難行動要支援者対策の推進	避難行動要支援者避難支援個別計画の策定市町村数	21市町村 (H29.6月)	38市町村	59市町村	→	危機管理部
24	1-6	訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化	県総合防災訓練の実施回数	1回 (H28年度)	0回 (災害により中止)	1回	—	危機管理部

福島県国土強靱化地域計画に係る数値指標一覧

※達成度はH30との比較

No.	起きてはならない最悪の事態	強靱化施策	数値指標	策定時	現状値 (R2.3末時点)	目標値 (R2年度)	達成度	担当部局
25	1-6	福祉避難所の充実・確保	福祉避難所指定市町村数	55市町村 (H28年度)	57市町村	59市町村	↗	保健福祉部
26	1-6	道路情報提供装置等の整備	ライブカメラ設置台数	66箇所 (H28年度)	112箇所	74箇所	達成	土木部
27	1-6	学校における災害対応行動マニュアルの作成支援	公立学校における災害対応(火災・地震)行動マニュアルの策定率	火災 99.7% 地震 99.6% (H29年度)	火災 100.0% 地震 99.9%	100%	↘	教育庁
28	1-6	東日本大震災・原子力災害を踏まえた防災教育の推進	防災教育に係る授業(避難訓練を除く)を実施した学校の割合 (公立小・中学校)	100% (H28年度)	100%	100%継続	→	教育庁
29	2-1	上水道施設の防災・減災対策	水道基幹管路の耐震適合率	49.1% (H28年度)	55.3%	62.0%	↘	保健福祉部
30	2-1	迂回路となり得る農道・林道の整備	農道整備率	39.3% (H28年度)	39.3%	41.6%	→	農林水産部
31	2-1	緊急輸送道路の防災・減災対策	点検において法面等に変状が見られる落石等危険箇所の解消数	1,070箇所 (H28年度)	1,103箇所	1,376箇所	↗	土木部
32	2-3	救急業務の充実	救急隊数に占める救急救命士運用隊数の比率	88.2% (H28年度)	94.2%	100%	↗	危機管理部
33	2-5	DPATによる精神保健活動支援体制の充実	DPATの整備数	4チーム (H28年度)	10チーム	30チーム	↘	保健福祉部
34	2-5	ドクターヘリによる救急医療体制の充実・強化	病院敷地内にヘリポートを有している災害拠点病院の割合	50.0% (H28年度)	62.5%	100%	↗	保健福祉部
35	2-5	浜通り地方における福祉・介護サービスの再構築	県外からの福祉・介護人材確保支援事業による奨学金の利用者数(累計)	85人 (H28年度)	145人	150人	↗	保健福祉部
36	2-6	感染症予防措置の推進	麻しん予防接種率	1期)97.7% 2期)92.9% (H28年度)	1期)98.9% 2期)93.4%	1期)98.0% 2期)98.0%	↗	保健福祉部
37	3-1	警察施設の耐震化等	警察施設の耐震化率	93.2% (H28年度)	99.0%	98.0%	達成	警察本部
38	3-2	自動起動型信号機電源付加装置の整備	自動起動型信号機電源付加装置の整備数	374基 (H28年度)	570基	増加目指す	↗	警察本部
39	3-3	業務継続に必要な体制の整備	業務継続計画を策定した市町村数	13市町村 (H28年度)	50市町村	59市町村	↗	危機管理部
40	5-1	高規格幹線道路・地域高規格道路等の整備	高規格幹線道路・地域高規格道路の供用延長	471km (H28年度)	476km	478km	→	土木部
41	5-2	食料生産基盤の整備	ほ場整備率(水田)	72.5% (H28年度)	74.1%	76.0%	↗	農林水産部
42	5-2	農業水利施設の適正な保全管理	安定的な用水供給機能が維持される面積	17,703ha (H28年度)	39,857ha	36,960ha	達成	農林水産部
43	6-1	再生可能エネルギーの導入拡大	住宅用太陽光発電設備の設置件数及び設置容量	44,827件 195,992kW (H28年度)	52,222件 234,269kW	70,000件 333,000kW	↗	企画調整部
44	6-2	農業集落排水施設の整備等	農業集落排水施設の整備済み人口	120,654人 (H28年度)	120,156人	136,520人	—	農林水産部
45	6-2	工業用水道施設の整備等	水管橋の耐震化率	93.9% (H28年度)	100%	100%	達成	企業局
46	6-3	鉄道施設の復旧・基盤強化	JR路線の運休区間の距離	常磐 36.6km 只見 27.6km (H28年度)	常磐 0.0km 只見 27.6km	常磐 0.0km 只見 0.0km	↗	生活環境部

福島県国土強靱化地域計画に係る数値指標一覧

※達成度はH30との比較

No.	起きてはならない最悪の事態	強靱化施策	数値指標	策定時	現状値 (R2.3末時点)	目標値 (R2年度)	達成度	担当部局
47	6-3	地方航空ネットワークの維持・拡充	福島空港利用者数	246千人 (H28年度)	260千人	300千人	↗	商工労働部
48	7-1	農業用ため池ハザードマップの作成支援	防災重点ため池のハザードマップ作成率	69.3% (H28年度)	100%	100%	達成	農林水産部
49	7-2	工場・事業所におけるリスクコミュニケーションの実施	工場・事業場におけるリスクコミュニケーションの実施件数	102件 (H28年度)	110件	170件	↗	生活環境部
50	7-3	原子力発電所の安全監視	原子力発電所現地確認調査回数(モニタリング指標)	263回 (H28年度)	255回	適切に実施	—	危機管理部
51	7-3	原子力防災体制の充実・強化	原子力防災に関する研修の実施回数	6回 (H28年度)	6回	6回	→	危機管理部
52	7-3	関係機関・原子力事業者との情報連絡体制の充実・強化	原子力防災通信連絡訓練の実施回数	4回 (H28年度)	3回	4回	↘	危機管理部
53	7-3	広域避難計画に基づく住民避難訓練の実施	住民避難訓練の実施回数	1回 (H28年度)	0回 (災害により中止)	1回	—	危機管理部
54	7-3	放射線等に関する正しい知識の普及啓発	講演会等へのアドバイザー派遣回数	2回 (H28年度)	0回	2回	↘	危機管理部
55	7-3		環境創造センター交流棟「コミュタン福島」で環境学習を行った県内小学校の割合	38.2% (H28年度)	59%	100%	↗	生活環境部
56	7-3	様々な教育分野と関連した放射線教育の推進	放射線教育に係る授業を実施した学校の割合(公立小・中学校)	100% (H28年度)	100%	100%継続	→	教育庁
57	7-4	災害に強い森林の整備	森林整備面積	6,406ha (H28年度)	5,707ha	14,000ha	↘	農林水産部
58	7-4	鳥獣被害防止対策の充実・強化	イノシシの年間捕獲頭数	26,034頭 (H28年度)	30,738頭	25千頭	達成	生活環境部
59	7-4		有害鳥獣による農作物被害額	168,152千円 (H28年度)	179,326千円	77,500千円以下	↘	農林水産部
60	7-4	農業・林業の担い手確保・育成	認定農業者数	7,771経営体 (H28年度)	7,377経営体	8,000経営体	↘	農林水産部
61	7-4		新規林業就業者数	84人 (H28年度)	76人	250人	↘	農林水産部
62	7-4		避難地域において農業を開始した認定農業者数	214経営体 (H28年度)	321経営体	750経営体	↗	農林水産部
63	7-5	風評等の防止に向けた適切な情報発信・販売対策等	観光客入込数	52,764千人 (H28年)	56,344千人 (R元年)	63,000千人 (R2年)	↗	商工労働部
64	7-5		県内の外国人宿泊者数	71,270人泊 (H28年)	178,810人泊 (R元年)	200,000人泊 (R2年)	↗	商工労働部
65	7-5		GAP(農業生産工程管理)に取り組む産地数	226産地 (H28年度)	328産地	242産地	達成	農林水産部
66	7-5		農産物直売所の販売額	127.2億円 (H27年度)	266.6億円	234億円	達成	農林水産部
67	8-2	復旧・復興を担う人材の育成	被災建築物応急危険度判定士の有資格者数	1,849人 (H28年度)	1,815人	3,000人	↗	土木部
68	8-3	地域コミュニティの再生・活性化	集落活性化のため、自主的・組織的に活動する大学生等の数	170人 (H28年度)	850人	1,000人	↗	企画調整部
69	8-3		避難区域等の居住人口	約58,000人 (H29年6月)	約64,700人 (R元年6月)	増加目指す	↗	企画調整部

福島県国土強靱化地域計画に係る数値指標一覧

※達成度はH30との比較

No.	起きては ならない 最悪の事態	強靱化施策	数値指標	策定時	現状値 (R2.3末時点)	目標値 (R2年度)	達成度	担当部局
-----	-----------------------	-------	------	-----	------------------	---------------	-----	------

達成	前倒しで目標を達成	13	件
↗	数値向上	33	件
→	現状維持	8	件
↘	低下	11	件
-	参考指標	4	件